

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月13日
【会社名】	株式会社ファンドクリエーショングループ
【英訳名】	Fund Creation Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 克洋
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(5413)5535(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 宮本 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(5413)5535
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 宮本 裕司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く）】

銘柄	株式会社ファンドクリエーショングループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注)1.
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金400,000,000円
各社債の金額(円)	金10,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金400,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息は付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成24年7月30日(月)
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 満期償還 本社債は、平成24年7月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(2)号に定めるところによる。 (2) 任意繰上償還 平成21年9月1日以降いつでも、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日に、残存本社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。 (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当ての方法により、全額を田島克洋に割当てする。(注)5.
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	平成21年7月31日(金)
申込取扱場所	当社本店 総合企画室
払込期日	平成21年7月31日(金)
振替機関	該当事項なし
担保の種類	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし

担保の保証	該当事項なし
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項なし
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし
取得格付	取得していない。

（注）１．当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

２．本新株予約権付社債の発行に係る募集の目的

当社は、平成21年5月1日付で株式会社ファンドクリエーションを完全子会社とする株式移転により設立された持株会社である。当社グループでは、株式会社ファンドクリエーションにおいてファンドの組成・運用・管理を行うアセットマネジメント事業や、証券及び不動産への自己投資を行うインベストメントバンク事業を中心に事業を展開しているほか、その子会社においては、特別目的会社の運営管理を行う不動産関連特定投資運用業、不動産関連投資法人の資産運用業、内国投資信託の投資運用業及び金融商品仲介業等を行っており、当社グループは、現在、当社の直下に株式会社ファンドクリエーション、さらにその直下に各子会社（当社の孫会社に該当）を配する構造にある。

今般、株式会社ファンドクリエーションが保有する子会社株式を取得することにより、各孫会社を当社の直接の子会社とする方針である。当社グループは証券・不動産分野のアセットマネジメント事業、インベストメントバンク事業と幅広い事業を営んでいることから、これまで組織・事業再編に時間を要す状況であったが、これにより提携目的に応じた機動的な組織再編が可能となり、当社グループの企業価値向上にも寄与するものと認識している。その資金調達手段として、今回の第三者割当による新株予約権付社債の発行が必要であると判断した。

３．本新株予約権付社債の方法を選択した理由

資金調達手段として転換社債型新株予約権付社債の方法を選択した理由は、以下のとおり挙げられる。

第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能であること。

ゼロクーポンでの発行により、負債コストを抑制することができること。

株式に転換されることにより、資本の増強が図られること。

一方、既存株主の株主価値の保持に配慮し、MS（Moving Strike）型の無担保転換社債型新株予約権付社債での発行を避けつつ、時価を上回る水準の転換価額の設定により株式への転換可能性を抑制したため、想定以上に過大な株式の希薄化を伴わないと見込まれることからこの方法が適切であると考えます。

なお、この度の組織再編にあたり、株式取得の手法を採用した理由は、新規資金の調達によるグループ全体としての財務体質の強化と株式会社ファンドクリエーションの運転資金の確保を考慮したことによる。

４．調達する資金の具体的な用途及び資金用途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債発行による手取概算額396百万円については、当社の子会社である株式会社ファンドクリエーションが保有しているファンドクリエーション不動産投信株式会社及びファンドクリエーション・アール・エム株式会社の株式の取得に全額充当する。株式会社ファンドクリエーションにおいては、株式売却資金等によって財務基盤の強化や運転資金への充当を予定している。今後段階的に他の孫会社株式を取得する予定であるが、今回上記２社の株式を取得することとしたのは、上記２社が当社グループの主要事業であり収益の柱である不動産事業を営んでおり、今後の当社グループ戦略の中核を担う会社であるためである。なお、当該株式の取得価格については、第三者機関である税理士法人赤坂共同事務所が時価純資産法により評価している。

また、当社が、資金用途の合理性については、株式会社ファンドクリエーションが保有している子会社の株式を取得し、持株会社としての機能を更に推進することにより、当該子会社に対する経営管理の強化やグループ内事業再編の迅速化、グループ全体としての資金調達の機動性の強化等が促進され、当社グループの企業価値向上に資するものと考えられることから、資金用途には合理性があるものと判断する。

5. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称		田島 克洋	
割当予定先の内容	住所	東京都港区	
	代表者の氏名	-	
	資本金の額	-	
	事業の内容	-	
	大株主及び持株比率	-	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 14,103,400株
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	当社の代表取締役社長である。	

6. 割当先を選定した理由

割当先である田島克洋は当社の筆頭株主であり、また、当社及び株式会社ファンドクリエーションの設立当時の代表取締役として当社の経営改革及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく意欲を持ち合わせていること等に鑑み、割当先として適切であると判断し、選定した。なお、払込に係る資金は田島克洋の自己資金によるものである。

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年7月13日現在のものである。

7. 割当先の保有方針

田島克洋は当社代表取締役であり、かつ筆頭株主であり、当社の経営の安定及び企業価値の向上を目指すことにつき了承を得ている。

従って、株式への転換は、既存株主の株式に対する希薄化の影響を十分考慮したうえで行う方針であること、また、転換後も、大量保有報告書の記載のとおり、従来同様、長期保有の方針であることも確認している。

8. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

9. 期限の利益喪失に関する特約

本社債に期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

10. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は、単元株制度を採用しており、1単元は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除して得られた数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式（1単元の株式の数は100株）が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額は、当初105円とする。但し、転換価額は第3項に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込・処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項(4)号に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって、当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社普通株式を発行・移転する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降又はかかる発行もしくは処分のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。但し、剰余金から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書きの場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を発行・移転する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>

	<p>本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合</p> <p>調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社が普通株式を新たに発行したものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降、又はその証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式併合、資本減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金400,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(但し、同欄第3項によって転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年8月3日から平成24年7月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所 当社本店 総合企画室</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	当社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号により本社債を繰上償還する場合には、繰上償還に係る償還日以後、本新株予約権を行使できない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本欄 から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権付社債の発行要項の本新株予約権に関する規定を当該承継新株予約権について準用する。但し、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p>

	<p>承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数</p> <p>当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に準じた調整を行ったうえ、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の調整に準じた調整を行う。</p> <p>承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額</p> <p>交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める価額と同額とする。</p> <p>承継新株予約権の行使期間</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3. 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到達した日に発生する。

4. 株券の交付方法

株券は発行されず、本新株予約権の行使に応じて株式を発行する場合、当社は、速やかに、本新株予約権付社債の社債権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の保有欄へ振替株式の増加の記録を行うものとする。

5. 本新株予約権の行使によって交付された株式の配当起算日

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

発行価額（額面の100%）は、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、本新株予約権付社債に付された新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案し、第三者機関である税理士法人赤坂共同事務所にその評価を依頼し、評価報告書を取得した上で、全体として適正な発行価額であると判断した。本新株予約権付社債の転換価額については、平成21年7月6日から本新株予約権の発行に係る臨時取締役会決議日の前営業日である平成21年7月10日までの5営業日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（93円）に約12.9%のアップ率を加えた105円（小数点以下切り上げ）とする。なお、転換価額を算定する期間として5営業日の平均値を採用したのは、不安定な株式市場及び当社の株価の状況を考慮し、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日前日の終値という一時的な株価を基準とするよりは、一定期間の平準化された値として5営業日平均を基準とする方法が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数33,588,800株に対し、本新株予約権付社債に係る潜在株式数は3,809,523株(本新株予約権の行使請求に係る本社債の払込金額を400,000,000円、転換価額を当初転換価額の105円とした場合)であり、全て株式に転換された場合、発行済株式総数に対して11.3%の希薄化が進むが、本新株予約権付社債の発行による資金調達及びグループ会社の再編を通じて、グループ全体としての一体的な経営体制の強化、安定化が図れるとともに、グループ全体の財務基盤の安定化が図れる等、当社グループの企業価値向上に資するものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えている。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
400,000,000	4,000,000	396,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2)【手取金の使途】

今回の差引手取概算額の396,000,000円は、平成21年8月に当社の子会社である株式会社ファンドクリエーションが保有している子会社の株式の取得への充当を予定している。当社が、株式会社ファンドクリエーションが保有している子会社の株式を取得し、持株会社としての機能を更に推進することにより、当該子会社に対する経営管理の強化やグループ内事業再編の迅速化、グループ全体としての資金調達の機動性の強化等が促進され、当社グループの企業価値向上に資するものと考えられることから、資金使途には合理性があるものと判断した。なお、この度の組織再編にあたり株式取得を採用した理由としては、資金調達によるグループとしての財務体質の強化と株式会社ファンドクリエーションの運転資金の確保を考慮したことによる。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、主要な経営指標等の推移については、当社の完全子会社である株式会社ファンドクリエーションの有価証券報告書（平成21年2月26日提出）及び四半期報告書（平成21年4月14日提出）をご参照下さい。

2【沿革】

平成21年5月1日 株式会社ファンドクリエーションが株式移転の方法により当社を設立
当社の普通株式を株式会社ジャスダック証券取引所に上場

3【事業の内容】

当社は、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

また、当社の完全子会社である株式会社ファンドクリエーション及びその関連会社で構成される当社グループの主な事業の内容は以下のとおりです。

アセットマネジメント事業を営む主要な関係会社は、株式会社ファンドクリエーション、ファンドクリエーション・アール・エム株式会社、ファンドクリエーション不動産投信株式会社、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社、FC Investment Ltd.、上海創喜投資諮詢有限公司です。

(1) アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業はファンド開発、不動産ファンド運用、証券ファンド運用に大別されます。

ファンドの開発

当社グループでは、「投資家のニーズに立脚した魅力的なファンドの開発」を事業コンセプトに、日本の不動産・上場株・未上場株、中国の不動産・A株・未上場株、アジアの新興国株等の新しい投資対象を発掘すると同時に、個人投資家・富裕層・機関投資家などからの投資ニーズを汲み上げ、それらを当社グループの持つファンドに関するノウハウや金融技術と組み合わせることにより、様々なファンドを投資家に提供しています。

当社グループでは、開示制度の充実などの投資家から見た透明性の高さや、個人投資家からの投資の受け入れの容易さを重視し、組成するファンドの多くは公募型投資信託にしております。

新規ファンドの組成にあたっては、ファンド開発部門が、情報収集、企画、立案、組成支援等を行います。また、当社グループ外の弁護士・会計士・税理士等とのネットワークを活用し、法規制、税制等について検討を重ね、投資家にとって最適なストラクチャーを決定します。

不動産ファンド運用

当社グループでは日本の不動産を収益源とした毎月分配型の外国投資信託、中国の不動産を収益源とした外国投資信託、日本の不動産を投資対象としたJ-REITを運用しております。

当社グループの主力商品である毎月分配型の外国投資信託「レジット」においては、グループ会社のファンドクリエーション・アール・エム株式会社が金融商品取引法に基づく投資一任運用業者として適正な運用を行っております。

証券ファンド運用

当社グループで管理・運用する証券ファンドは、中国等アジア株式に投資する外国投資信託、主に日本の未上場株式に投資する外国投資信託、日本の上場株式に投資する内国投資信託などです。

特に内国投資信託を運用するファンドクリエーション投信投資顧問株式会社においては、運用者に対し、ファンドの組成・管理・販売等ファンド運用におけるプラットフォームを提供し、各運用者がその個性・能力を十分に発揮できるような環境を提供しています。

日本の上場株式を主な投資対象とした内国投資信託には、投資家に対しファンドマネージャーの運用責任を明確化するため、それぞれファンドマネージャーの名前を冠しております。

(2) インベストメントバンク事業

インベストメントバンク事業においては、不動産投資を行う不動産投資等部門と、株式などの証券への投資や金融商品仲介業を行う証券投資等部門があります。

インベストメントバンク事業を営む主要な関係会社は、株式会社ファンドクリエーション、株式会社FCインベストメント・アドバイザーズ、FCパートナーズ株式会社です。

不動産投資等部門

不動産投資等部門においては、投資対象不動産等を保有する特別目的会社(SPC)等に対して匿名組合出資を行うことにより、株式会社ファンドクリエーションにかかるリスクを出資額に限定しながらリースアップ等による不動産のバリューアップを行っております。

また、不動産開発においても、投資対象不動産等を保有する特別目的会社(SPC)等に対して匿名組合出資を行うことにより株式会社ファンドクリエーションにかかるリスクを出資額に限定しております。

なお、不動産投資等部門においては、バリューアップ及び開発が完了した不動産等を譲渡することにより、売却益を得ております。

証券投資等部門

証券投資等部門においては、「中堅上場企業、優良未上場企業をターゲットとした、高度な金融ソリューションの提供」を事業コンセプトに、上場企業、未上場企業に対し金融ソリューションを提供し、その対価として、株式、新株予約権への投資機会及びコンサルティングフィーを得ております。

また、株式会社FCインベストメント・アドバイザーズでは、藍澤証券株式会社及び日産センチュリー証券株式会社から委託を受けて金融商品仲介業務を行っております。株式会社FCインベストメント・アドバイザーズでは、上場株式等の有価証券の売買の媒介及び当社グループにおいて組成した投資信託の募集の取扱い等を行っており、取次ぎ実績に応じて仲介手数料が計上されております。金融商品仲介業においては、金融法人・事業法人・その他法人及び富裕層を顧客としております。

(3) その他事業

当社グループが運用するファンドの特別目的会社(SPC)等に対する事務代行手数料を計上しております。その他事業を営む主要な関係会社は、株式会社ファンドクリエーションです。

4【関係会社の状況】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、平成21年6月30日現在における関係会社の状況を以下に記載いたします。

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注)1.	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%) (注)6.	関係内容
株式会社ファンドクリエーション (注)2.5.	東京都港区	1,659	アセットマネジメント事業 インベストメントバンク事業	100.0	(役員の兼務) 7人 (取引関係) 本社事務所の賃貸
FC Investment Ltd.	イギリス領 ケイマン諸島	50	アセットマネジメント事業 (ファンド運営管理)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) - (取引関係) -
ファンドクリエーション不動産投信株式会社 (注)2.	東京都港区	200	アセットマネジメント事業 (投資法人資産運用業)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) 2人 (取引関係) -
ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社 (注)2.	東京都港区	400	アセットマネジメント事業 (投資信託委託業)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) 3人 (取引関係) -
上海創喜投資諮詢有限公司	中華人民共和国 上海市	140 (千米ドル)	アセットマネジメント事業 (投資コンサルティング業)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) 3人 (取引関係) -
ファンドクリエーション・アール・エム株式会社 (注)2.	東京都港区	200	アセットマネジメント事業 (不動産関連特定投資運用業)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) 2人 (取引関係) -
FCパートナーズ株式会社	東京都港区	30	インベストメントバンク事業 (証券投資業)	100.0 (100.0)	(役員の兼務) 4人 (取引関係) -
株式会社FCインベストメント・アドバイザーズ	東京都中央区	30	インベストメントバンク事業 (金融商品仲介業)	70.0 (70.0)	(役員の兼務) 2人 (取引関係) -
有限会社トリトン・プロパティ (注)3.	東京都中央区	3	インベストメントバンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
セドル・プロパティ合同会社 (注)2.3.	東京都中央区	0	インベストメントバンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
ベトリウス・プロパティ合同会社 (注)2.3.	東京都中央区	0	インベストメントバンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注) 1 .	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%) (注) 6 .	関係内容
オーブリオン・プロパ ティ合同会社 (注) 2 . 3 .	東京都 中央区	0	インベストメントバ ンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
サンジュリアン・プロ パティ合同会社 (注) 2 . 3 .	東京都 中央区	0	インベストメントバ ンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
ポイヤック・プロパ ティ合同会社 (注) 2 . 3 .	東京都 中央区	0	インベストメントバ ンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -
F C - S Tファンド投 資事業有限責任組合 (注) 4 .	東京都 中央区	123	インベストメントバ ンク事業 (証券投資業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -

(注) 1 . 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 . 特定子会社に該当しております。

3 . 当社は、特別目的会社 (S P C) 等に対する議決権を有しておりませんが、匿名組合出資を行うことで特別目的会社 (S P C) 等が有する資産及び負債から生ずる利益の大部分を実質的に株式会社ファンドクリエーションが享受するため連結対象としております。

4 . 当社は、F C - S T投資事業有限責任組合に対する議決権の過半を有しておりませんが、当社の子会社である株式会社ファンドクリエーションが無限責任組合員としての地位を有しているため連結対象としております。

5 . 有価証券報告書を提出しております。

6 . 議決権の所有割合の下段 () は、間接所有割合で、上段数字に含まれています。

7 . 当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。) の連結売上高に占める割合が10%を超えている会社につきましては、該当事項がありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
アセットマネジメント事業	50(1)
インベストメントバンク事業	6(-)
全社(共通)	12(1)
合計	68(2)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6(0)	42.2	0.2	-

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社は、平成21年5月1日設立のため平均年間給与を算出しておりません。

3. 従業員数には、株式会社ファンドクリエーションを兼務している従業員も含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっております。本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、業績等の概要については、当社の完全子会社である株式会社ファンドクリエーションの有価証券報告書（平成21年2月26日提出）及び四半期報告書（平成21年4月14日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっております。本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、「生産、受注及び販売の状況」については記載していません。

3【対処すべき課題】

(1) ビジネスモデルの再構築

アセットマネジメント事業を中心とした資産運用ビジネスに重点的に注力し、ファンド運用資産残高及び不動産等の受託資産残高の増加に努めてまいります。インベストメントバンク事業においては、案件毎にファンドを組成し成功報酬型のフィーの獲得を目指してまいります。これらにより、リスクを極小化しつつ収益のアップサイドを獲得するビジネスモデルを再構築してまいります。

(2) 経営の合理化、組織の再編成

当社グループでは、厳しい金融・不動産市況の下、これまでも経営の合理化・効率化を進めてまいりましたが、今後、組織の再編成を含む一層の合理化・効率化を進め、アセットマネジメント事業における固定収益によって固定費用を賄えるような収益体制を構築してまいります。

(3) 既存ファンドの拡大

ファンド運用資産残高の拡大

当社グループでは、これまで国内外の不動産を対象としたファンド、国内外の上場株式及び未上場株式を投資対象としたファンド等を組成・管理・運用しており、これらのファンドは、販売会社を通じて個人投資家や機関投資家等を中心に販売されております。

当社グループの収益の安定的な拡大のためには、ファンドからの管理報酬、運用報酬及び各特別目的会社（SPC）等からのアセットマネジメントフィー等の安定収益の拡大が必要であり、さらに、それら安定収益の拡大のためには、当社グループが組成・管理・運用するファンド運用資産残高の拡大が必要であります。

販売会社数の拡大

当社グループは、幅広い販売会社の選定が可能となる特定の企業系列に属さないメリットを享受している反面、販売会社をグループに持たないなどの特定の企業系列に属さない弱みも認識しております。

当社グループが組成したファンドの販売会社は、平成16年11月期までにおいては藍澤證券株式会社のみでしたが、平成21年5月中間期において25社となりました。今後につきましても、安定したトラックレコードの積み上げ及び新ファンドの開発等により販売会社数の拡大を図ってまいります。

(4) 事業範囲、投資対象等の拡大

既存のファンドの運用資産残高の拡大に注力しつつも、今後も新しい投資商品あるいは投資地域を対象としたファンドを組成すること等により、ファンド運用資産残高の積み上げに取り組んでまいります。

(5) 不動産物件のデューデリジェンス力・ソーシング力の向上

不動産ファンド運用能力の向上においては、投資対象となる不動産等のデューデリジェンス力及びソーシング力（案件発掘力）の向上が重要となります。デューデリジェンス力については、当社グループは金融業界出身者が多数在籍しており、不動産を「キャッシュ・フローのある金融商品」と位置付け、リスクリターン分析やキャッシュ・フロー分析を徹底して行うことにより、より精度を高めることが可能であると考えており、今後もこうした分析にかかる能力の向上に取り組んでまいります。また、ソーシング力については、スピーディーで確実な取引実績を積み重ねることにより不動産業界内の高いレピュテーション（評判）を獲得できるものと考えており、平成21年5月31日までに当社グループがアセットマ

ネジメントを受託する特別目的会社(SPC)等及び資産運用を受託する投資法人が取得した国内の不動産等の売主は東証一部上場企業が9社、その他上場企業が6社、未上場企業が26社の計41社に上っております。今後も、引き続きソーシング力の一層の強化を重視してまいります。

(6) 組織について

当社グループは、これまで多くの専門知識や豊富な経験を持った人材を確保し、事業を推進してまいりました。今後も当社グループの事業を推進していくうえで、必要な専門知識と豊富な経験を持った有能な人材の確保に努めていく所存であります。また、部門・部署単位で行われる会議やファンド勉強会などによる情報共有、スキルの伝達、プロジェクトチーム編成によるOJT等により、個人の持つスキル・ノウハウを会社の財産として蓄積していく施策を重視してまいります。

(7) 有利子負債・たな卸資産の圧縮

今後の事業展開を見据え、有利子負債とたな卸資産をさらに圧縮し、バランスシートの一層の健全化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況などに関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクと考えていない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本新株予約権付社債に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 当社グループの事業特有のリスクについて

当社グループは、様々なアセットを投資対象とする投資信託等を組成し、管理・運用するアセットマネジメント事業、自己の勘定によって不動産や企業等に投資するインベストメントバンク事業、その他事業を展開しております。それぞれの事業特有のリスク要因として、主として以下の事項が想定されます。

(1) アセットマネジメント事業

市況の動向について

当社グループでは、「投資家のニーズに立脚した魅力的なファンドの開発」を事業コンセプトに、新しい投資対象、新しい事業機会を発掘し、金融技術や社内外のプロフェッショナルな人材及びノウハウを活用し、様々なファンドを投資家に提供しております。

当社グループのアセットマネジメント事業においては、特定の投資対象に限定せず、投資家のニーズに合った新たな金融商品の開発に取り組んでいるため、不動産市場や株式市場など、特定の市場動向に左右されない事業展開を考えております。しかしながら、現状での当社グループのアセットマネジメント事業における売上高は不動産ファンドに大きく依存しており、不動産市場において、当社グループに悪影響を及ぼす市場動向が見られた場合や、急激な変動がみられた場合などは、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、これまでに、国内外の不動産、株式及び未上場株式等を対象とするファンドを組成し、管理・運用を行っておりますが、今後も投資対象を幅広く選定し、特定の市場動向から受ける影響を低く抑えていく方針であります。

藍澤証券株式会社との取引関係について

当社グループが管理・運用する各ファンドの募集について、平成16年11月期までは藍澤証券株式会社に100%依存しておりましたが、新たな販売チャネルの構築による投資家層の拡大を図るため、販売会社数を拡大しました。その結果、平成17年11月期における藍澤証券株式会社に対する募集額の依存度は80.7%、平成18年11月期は77.9%、平成19年11月期は87.8%、平成20年11月期は88.9%、平成21年5月中間期は98.1%となっております。今後につきましては、更なる販路の拡大に努める一方で、引き続き同社との関係の緊密化も図っていくことから、藍澤証券株式会社の募集状況の如何によっては、当社グループが管理・運用するファンドの募集動向に影響を及ぼす可能性があります。また、何らかの要因により同社の当社グループとの関係に関する方針が変更され、同社との取引が減少した場合、あるいは同社との取引関係が継続できなくなった場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定のファンドへの依存について

「FCファンド-レジット不動産証券投資信託」（以下「レジット」という。）から派生的に発生する報酬等のアセットマネジメント事業に占める割合は平成19年11月期50.6%、平成20年11月期20.9%、平成21年5月中間期37.6%となっております。今後につきましては、更なる収益の分散化に努める一方で、引き続き「レジット」の運用資産の増大に努めてまいります。また、「レジット」の募集額が計画通りに進まなかった場合には、当社グループにおけるアセットマネジメント事業の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

一時的な収益への依存について

当社グループの主力商品である「レジット」から派生的に発生する報酬等にはアキュイジションフィー、ディスプレイフィー等が含まれます。アキュイジションフィー、ディスプレイフィー等は、不動産等を所有する特別目的会社（SPC）等が不動産等を取得、又は、売却する際に発生する一時的な報酬であり、継続的には発生しません。従って、各特別目的会社による不動産等の取得が進まなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インベストメントバンク事業

不動産投資等部門について

不動産投資等部門においては、匿名組合出資を通じ、リスクを出資額に限定しながら不動産等への投資を行っておりますが、当該投資には、物件における権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥・瑕疵等のリスクがある場合や、不動産市場の変化、地震等の不可抗力を起因として期待通りのリターンを得られない場合には、投資資金を回収できない可能性があります。

また、開発型不動産投資は、物件の建設の途中で環境有害物質、遺跡、爆発物等が発見された場合、さらに構造計算書偽装事件を契機とした法規制の強化等が要因となり、工期が長期化し物件の完成に遅れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

不動産投資事業について

当社グループでは、平成18年11月期から不動産投資事業を手掛けてまいりました。連結売上高に対する不動産投資等部門の売上高が占める割合は、平成18年11月期90.9%、平成19年11月期90.2%、平成20年11月期48.5%、平成21年5月中間期26.5%となっております。売上・収益の分散化による経営の安定化を図るべく、アセットマネジメント事業や証券投資等部門の強化を積極的に推し進めておりますが、不動産市場の変化や売却先との交渉等の要因により特別目的会社（SPC）等が所有する不動産の売却活動が想定どおり進まなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

証券投資等部門について

証券投資等部門においては、「中堅上場企業・優良未上場企業をターゲットとした、高度な金融ソリューションの提供」を事業コンセプトに、上場企業・未上場企業等に対する投資を行っております。その際、成功報酬としての意味合いを持たせるため、対価として株式及び新株予約権を得るとともに、コンサルティングサービスを提供することによって、成功の度合いを高めるよう努めております。しかし、必ずしも当社が想定したリターンを得られる保証はなく、株式市場の動向等によってはコンサルティングサービスにかかるコストのほか、有償で株式等を得た場合にはその取得コストが当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが投資する未上場企業において、株式公開準備の進捗状況等により株式公開時期が想定どおりでなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

金融商品仲介業について

当社グループが行う事業で投資家と直接の接点を持つ業務は、金融商品仲介業です。一般に金融商品仲介業を行う事業者は、当該事業者が営む本業の顧客に対し付加的なサービスとして有価証券の売買の仲介等を行っております。しかしながら、当社グループの行う金融商品仲介業においては、多くの機関投資家及び個人投資家とのコネクションを活かし、それら機関投資家及び個人投資家を顧客とすることにより事業を行っております。

金融商品仲介業においては、直接顧客と接することから法令の遵守に特に留意する必要があり、平成21年6月30日現在、営業活動を行う従業員1名の他に、その業務遂行状況を監視する目的の従業員を1名配置しておりますが、不測の事態により法令を遵守できなかった場合には、当社グループの信用を損ない、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社グループを取り巻く経営環境について

(1) 外部環境の変化について

当社グループでは、今後も投資家の資金運用ニーズは多様化し続けていくものと認識しております。それらの投資家のニーズに応えるため、今後も新たなファンドの開発に取り組んでいく方針であります。当社グループの事業は、金利動向、不動産市況の変動及び法改正等、経済情勢や外部環境の影響を強く受ける面があり、また当社グループが組成する金融商品に対する投資家のニーズが継続する保証はありません。当社グループを取り巻く外部環境あるいは投資家のニーズが変化し、当社グループが十分に対応できなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

アセットマネジメント事業について

当社グループが行うアセットマネジメント事業においては、大手銀行や金融商品取引業者を中核とした金融グループに属するアセットマネジメント会社、不動産等の特定の業務に特化したプライベート型（専門型）のアセットマネジメント会社等が競合として挙げられます。その中で当社グループは、比較的小規模であり、それぞれ特色あるファンドに限定して取り組むとともに、必要に応じた人材の確保あるいは外部の専門家の活用によって、投資家のニーズに対応していく点に特色があるものと認識しております。

しかしながら、当業界では、金融技術の発展や法改正を含む業界環境の変化のスピードが速く、環境変化に対する速やかな対応ができない場合には、当社グループの商品開発力等が他社に比べ劣後することにより、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インベストメントバンク事業について

当社グループが行うインベストメントバンク事業は、不動産への投資や株式等の有価証券への投資が主な内容であり、競合・新規参入は多数挙げられます。

当社グループでは、創業以来培ってきたソーシング力を活かし独自の案件を発掘してまいりましたが、今後さらに競合・新規参入等が増加し、案件の獲得競争が激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 法的規制について

当社グループの主要事業であるアセットマネジメント事業は、各種法令や業界団体による自主規制ルールによる規制を受けております。

株式会社ファンドクリエーションは信託受益権の仲介契約等に基づき、不動産信託受益権の販売活動の代行をしており、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業者の登録を受けております。

また、株式会社ファンドクリエーションは投資助言・代理業の登録も同様に受けており、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社においては投資助言・代理業、投資運用業及び第二種金融商品取引業、ファンドクリエーション不動産投信株式会社及びファンドクリエーション・アール・エム株式会社においては、それぞれ投資運用業の登録を受けております。

以下の法的規制は、当社グループの業務を規制していたり、現在直接規制の対象となっていないかとも今後の法改正や当社グループの業務範囲の拡大等によっては、新たに法的規制の根拠となる可能性があります。

当社グループは現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、政策、実務慣行、法改正及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの業務運営や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当社がコントロールしうるものではありません。

現時点で想定されるそれら法的規制には、以下のものが挙げられます。

- 「金融商品取引法」
- 「資産の流動化に関する法律」
- 「不動産特定共同事業法」
- 「宅地建物取引業法」
- 「貸金業法」
- 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」
- 「金融商品の販売等に関する法律」
- 「信託業法」

当社グループが得ている主な許可・認可・登録は以下のとおりであり、これらの各種許可等取消事由等に該当する何らかの問題が発生した場合には、業務停止命令や許可等取消処分を受ける可能性があります。

(平成21年5月31日現在)

関係法令	会社名	許認可(登録)番号	許可・認可・登録の別	有効期限
宅地建物取引業法	株式会社ファンドクリエーション	東京都知事 (1)第83523号	免許	平成16.9.4 ~ 平成21.9.3
	ファンドクリエーション 不動産投信株式会社	東京都知事 (1)第83078号	免許	平成21.5.1 ~ 平成26.4.30
	ファンドクリエーション・ アール・エム株式会社	東京都知事 (1)第88602号	免許	平成19.12.15 ~ 平成24.12.14
宅地建物取引業法 (取引一任代理等)	ファンドクリエーション 不動産投信株式会社	国土交通大臣 第29号	認可	平成17.1.13取得 (有効期限なし)
金融商品取引法 (金融商品取引業)	株式会社ファンドクリエーション	関東財務局長 (金商)第998号	登録	-
	ファンドクリエーション 投信投資顧問株式会社	関東財務局長 (金商)第384号	登録	-
	F C パートナーズ株式会社	関東財務局長 (金商)第628号	登録	-
	ファンドクリエーション 不動産投信株式会社	関東財務局長 (金商)第385号	登録	-
	ファンドクリエーション・ アール・エム株式会社	関東財務局長 (金商)第1867号	登録	-
金融商品取引法 (金融商品仲介業)	株式会社F C インベストメン ト・アドバイザーズ	関東財務局長 (金仲)第38号	登録	-
貸金業法	株式会社ファンドクリエーション	東京都知事 (2)第29293号	登録	平成20.4.27 ~ 平成23.4.27

4．今後の事業展開について

世界的な金融危機の影響を受け、不動産市場・株式市場の低迷が続いております。また、金融商品取引法により、ファンド運用体制において一層の透明性が求められております。このような業界環境の中、当社グループは今後、更に事業規模を拡大していくための重要課題として、ビジネスモデルの再構築、経営の合理化、組織の再編成、既存ファンドの拡大、事業範囲及び投資対象等の拡大、不動産ファンド運用の強化、専門知識や豊富な経験を持った人材の確保・育成・組織化、有利子負債・たな卸資産の圧縮の7つの事項を挙げ、取り組んでおります。

これらの具体的な方針については、「3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。これらの施策が有効に機能しない場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5．当社グループの事業体制について

(1) 小規模組織であることについて

当社グループは、平成21年6月30日現在、従業員68名（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者及び派遣社員含む）と少人数であり、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後も、事業規模の拡大に合わせて、更なる組織的な内部管理体制の充実を図る方針であります。必要となる人員の確保が想定どおりにできず、社内管理体制の充実が円滑に進まなかった場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 代表取締役社長田島克洋への依存について

会社の運営について

当社グループは、代表取締役田島克洋が平成14年12月に創業し、現在に至るまで当社グループの経営に携わり業容を拡大させてまいりました。また、顧客獲得のためのマーケティングや商品開発においても深く関与しており、その一方で、トップとして当社グループ全般を統轄しております。

当社グループでは、同人への過度な依存を改善すべく事業体制を整備してまいりましたが、何らかの理由により同人が退職もしくは業務遂行が困難になる事態が生じた場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

持株比率について

代表取締役社長である田島克洋は、平成21年7月13日時点で当社の普通株式を14,103,400株所有しており、当社の筆頭株主であります。今回の新株予約権付社債の発行に伴う新株予約権の権利行使により、同人の持株比率が高まり、更なる権限の集中が生じる可能性があります。継続的にプロジェクト会議等の業務監視機能を強化することでより一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。

(3) 特定の運用者への依存について

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社が委託者として設定・運用している「黒田アクティブジャパン」、「黒田アクティブアルファ」、「古橋オリジナル」は、各ファンドのファンドマネージャーの名前を冠しており、それぞれのファンドマネージャーを中心として運用しております。

各ファンドマネージャーの運用手法を会社に帰属させるべく事業体制を整備してまいりましたが、何らかの理由により、各ファンドマネージャーが退職もしくは業務遂行が困難になる事態が生じた場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6．コンプライアンスの徹底について

当社グループが営む業務には様々な法的規制や業界団体による自主規制ルールがあり、これらを企業として遵守することのみならず、役職員一人一人に高いモラルが求められていると考えております。そのため、当社グループの役職員に対して、コンプライアンス研修等を通じてコンプライアンスの徹底を図っております。

しかしながら、役職員による不祥事等が発生した場合には、当社グループのイメージ、レピュテーション（評判・風評）が失墜し、当社グループの事業活動及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループ内で何らかの問題が発生したり、管理・運用しているファンドの運用成績が悪化したりする等により、訴訟等を提起される可能性も否定できません。このような場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7．人員の確保・育成について

当社グループが営む業務は、いずれも専門的知識と多くの経験を必要とし、それらのスキルを持つ人材の確保・育成が、当社グループの経営上の重要な課題であると認識しております。当社グループでは、今後も事業の拡大に伴い、積極的に優

秀な人材を採用し育成していく方針であります。しかしながら、人材の確保・育成が当社グループの想定どおりに円滑に進まなかった場合には、当社グループの今後の事業の拡大に影響を及ぼす可能性があります。

また、人員の確保・育成が順調に行われた場合であっても、採用費、人件費等のコスト負担が増加する場合も想定され、その場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 金利動向について

当社グループは、投資事業を展開しており、投資に際しては、自己資金だけでなく金融機関からの借入資金を戦略的に活用し、投資効率の極大化に努めております。しかしながら、金融情勢に応じて支払利息の負担の増加や資金の調達が困難になる等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

9. 株主価値の希薄化について

既存の新株予約権

当社は、当社グループの役職員及び外部協力者に対して新株予約権の付与を行っております。平成21年6月30日現在、新株予約権による潜在株式数は1,078,000株であり、発行済株式総数及び新株予約権による潜在株式数の合計34,666,800株の3.1%に相当します。今後も従業員のモチベーション向上等の理由から新株予約権の付与を行う可能性があり、既に付与された又は今後付与される新株予約権の権利行使が行われた場合には、当社の株式価値の希薄化をもたらします。

今回の新株予約権付社債の発行に伴う新株予約権

今回の新株予約権付社債の発行に伴う本新株予約権による潜在株式数は3,809,523株であり、発行済株式総数及び新株予約権による潜在株式数の合計38,476,323株の9.9%に相当します。新株予約権の権利行使が行われた場合には、当社の株式価値の希薄化をもたらします。

また、会社法施行日以降に付与されるストックオプションについては費用計上が義務付けられるため、今後ストックオプションを付与した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

10. 個人情報保護法について

当社グループは業務上、投資家や当社グループにてアセットマネジメントを行う物件の入居者の個人情報を保有しており、業容拡大に伴ってその取得・保有量も増加するものと予想されます。当社グループでは、内部の情報管理体制の強化により個人情報保護に注力しておりますが、不測の事態により個人情報の漏洩等があった場合には、当社グループへの損害賠償の請求や信用及びレピュテーションが低下し、事業活動及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

11. システムトラブル等について

当社グループは、ファンドの管理・運用において、コンピュータシステムや通信ネットワークを使用しております。これらのうち基幹システムは、回線の二重化を図るなどの策を講じており、また現在までシステムトラブル等による重大な問題は発生しておりませんが、ハードウェア、ソフトウェアの不具合や人為的ミス、天災、停電等によりコンピュータシステムに障害が発生したり、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断されたりした場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、「研究開発活動」については記載していません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については記載していません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、「設備投資等の概要」については記載していません。

2【主要な設備の状況】

当社は、平成21年5月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、「主要な設備の状況」については記載していません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,588,800	株式会社ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式です。また、単元株制度については、1単元につき100株の単元株制度を採用しております。
計	33,588,800	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社ファンドクリエーショングループ第1回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については、1単元につき100株の単元株制度を採用しております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	134,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1株につき100(注)2.
新株予約権の行使期間	-	平成21年5月1日から 平成26年10月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 100 資本組入額(注)3.
新株予約権の行使の条件	-	(1) 取締役または監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。 (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。 (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、または当社の取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。 (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。 (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-	-

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年 6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>権利行使に際して払込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>権利行使期間 株式交換または株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。</p> <p>権利行使の条件、取得事由等 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書または会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。

なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。

2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

株式会社ファンドクリエーショングループ第2回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	273
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については、1単元につき100株の単元株制度を採用しております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	546,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1株につき195(注)2.
新株予約権の行使期間	-	平成21年5月1日から 平成27年2月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 195 資本組入額(注)3.
新株予約権の行使の条件	-	(1)取締役または監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 (2)従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 (3)上記各号の理由による地位喪失において、当社の取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。 (4)新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。 (5)その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-	-

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年 6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>権利行使に際して払込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>権利行使期間 株式交換または株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。</p> <p>権利行使の条件、取得事由等 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書または会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。

なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。

2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

株式会社ファンドクリエーショングループ第3回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については、1単元につき100株の単元株制度を採用しております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	148,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1株につき195(注)2.
新株予約権の行使期間	-	平成21年5月1日から 平成27年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 195 資本組入額(注)3.
新株予約権の行使の条件	-	(1) 取締役または監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。 (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、または当社の取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。 (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。 (6) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-	-

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年 6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>権利行使に際して払込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>権利行使期間 株式交換または株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。</p> <p>権利行使の条件、取得事由等 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書または会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。

なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。

2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

株式会社ファンドクリエーショングループ第4回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については、1単元につき100株の単元株制度を採用しております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	250,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1株につき520(注)2.
新株予約権の行使期間	-	平成21年5月1日から 平成27年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 520 資本組入額(注)3.
新株予約権の行使の条件	-	(1) 取締役または監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。 (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、または当社の取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。 (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。 (6) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-	-

区分	最近事業年度末現在 (平成 - 年 - 月 - 日)	提出日の前月末現在 (平成21年 6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>権利行使に際して払込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>権利行使期間 株式交換または株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。</p> <p>権利行使の条件、取得事由等 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。</p> <p>また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書または会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。

なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。

2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割または株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年5月1日	33,588,800	33,588,800	1,000,000	1,000,000	-	-

(注) 平成21年5月1日に株式移転により設立されたことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	14	43	5	12	6,089	6,166	5
所有株式数 (株)	-	419,700	3,869,900	6,189,300	38,600	23,000	23,048,100	33,588,600	200
所有株式数の 割合(%)	-	1.24	11.52	18.42	0.11	0.06	68.61	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成21年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
田島 克洋	東京都港区	14,103,400	41.98
有限会社T's Holdings	東京都港区六本木一丁目3番39号	4,800,000	14.29
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	3,600,000	10.71
宮本 裕司	東京都世田谷区	1,333,800	3.97
株式会社アイサン情報システム	東京都中央区日本橋兜町7番2号	869,000	2.58
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	267,500	0.79
大塚 忠彦	東京都港区	252,700	0.75
株式会社サタスイングレイト	東京都港区西新橋一丁目1番3号	200,000	0.59
橋本 三喜男	埼玉県和光市	161,600	0.48
岩澤 保	千葉県成田市	154,000	0.45
計	-	25,742,000	76.63

(注) 上記のほか、相互保有株式が277,500株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 277,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,311,100	33,311,100	-
単元未満株式	200	-	-
発行済株式総数	33,588,800	-	-
総株主の議決権	-	33,311,100	-

【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(相互保有株式) 株式会社ファンド クリエーション	東京都港区六本木 六丁目10番1号	277,500	-	277,500	0.82
計	-	277,500	-	277,500	0.82

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりであります。

株式会社ファンドクリエーショングループ第1回新株予約権

決議年月日	平成16年10月18日（注）1 .
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション取締役 1名 株式会社ファンドクリエーション従業員 12名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 11名 （注）2 .
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 . 株式会社ファンドクリエーション第7回新株予約権の決議年月日であります。

2 . 株式会社ファンドクリエーション第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社ファンドクリエーショングループ第2回新株予約権

決議年月日	平成17年2月25日開催の株主総会及び平成17年9月30日開催の取締役会（注）1 .
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション従業員 16名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 6名 外部協力者 5名 （注）2 .
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 . 株式会社ファンドクリエーション第8回新株予約権の決議年月日であります。

2 . 株式会社ファンドクリエーション第8回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社ファンドクリエーショングループ第3回新株予約権

決議年月日	平成17年9月28日開催の株主総会及び平成17年9月30日開催の取締役会(注)1.
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション監査役 1名 株式会社ファンドクリエーション従業員 2名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 8名 外部協力者 1名 (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1. 株式会社ファンドクリエーション第9回(あ)新株予約権の決議年月日であります。

2. 株式会社ファンドクリエーション第9回(あ)新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社ファンドクリエーショングループ第4回新株予約権

決議年月日	平成17年9月28日開催の株主総会及び平成18年4月21日開催の取締役会(注)1.
付与対象者の区分及び人数	株式会社ファンドクリエーション取締役 1名 株式会社ファンドクリエーション監査役 1名 株式会社ファンドクリエーション従業員 11名 株式会社ファンドクリエーション関係会社役員及び関係会社従業員 11名 (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1. 株式会社ファンドクリエーション第9回(い)新株予約権の決議年月日であります。

2. 株式会社ファンドクリエーション第9回(い)新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は平成21年5月1日に設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっているため、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の配当につきましては、株主総会の決議により定めます。ただし、定款の定めにより、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）につきましては、毎年5月31日を基準日とし、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	-	-	-	-	134	119
最低(円)	-	-	-	-	45	89

(注) 最高・最低株価は、株式会社ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成21年5月1日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	田島 克洋	昭和39年9月7日生	昭和63年4月 大和証券株式会社 入社 平成12年2月 プリヴェ チューリッヒ証券株式会 社 取締役 平成14年2月 株式会社ジョイント・コーポレー ション 資産証券部長 平成14年3月 株式会社ジョイント・アセットマ ネジメント 代表取締役社長 平成14年3月 ジョイント証券株式会社 代表取締 役社長 平成14年12月 株式会社ファンドクリエーション 設立 代表取締役社長（現任） 平成16年2月 F C リート・アドバイザーズ株式 会社（現：ファンドクリエーシ ョン不動産投信株式会社） 取締役 （現任） 平成16年7月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事長 平成17年4月 ファインアートインベストメント 株式会社 取締役 平成17年5月 ファンドクリエーション投信投資 顧問株式会社 取締役（現任） 平成17年11月 F C パートナーズ株式会社 取締役 （現任） 平成18年11月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事 （現任） 平成19年9月 ファンドクリエーション・アール ・エム株式会社 取締役 平成21年1月 ファンドクリエーション・アール ・エム株式会社 代表取締役社長 （現任） 平成21年5月 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注) 2 .	14,103,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	内部監査室 長兼コンプライアンス オフィサー	大塚 忠彦	昭和17年6月21日生	昭和43年4月 立石電気株式会社(現:オムロン株式会社) 入社 平成10年2月 OMRON自動化(中国)集団 総裁、OMRON(中国)有限公司 総経理・董事長 平成15年9月 株式会社ファンドクリエーション 取締役 平成16年7月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事 平成17年11月 F Cパートナーズ株式会社 代表取締役社長 平成18年11月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事長(現任) 平成19年7月 F Cパートナーズ株式会社 取締役 平成19年12月 株式会社ファンドクリエーション 取締役 内部監査室長兼コンプライアンスオフィサー(現任) 平成21年2月 F Cパートナーズ株式会社 代表取締役社長(現任) 平成21年5月 当社 取締役 内部監査室長兼コンプライアンスオフィサー(現任)	(注)2.	252,700
取締役	-	保成 久男	昭和18年9月30日生	昭和37年4月 大和証券株式会社 入社 平成6年6月 同社 取締役本店営業部長 平成9年6月 同社 常務取締役 首都圏中営業本部長 平成11年4月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現:大和S M B Cキャピタル株式会社) 顧問 平成11年6月 同社 専務取締役 平成13年6月 同社 代表取締役副社長 平成17年7月 株式会社ファンドクリエーション 特別顧問 平成18年2月 株式会社ファンドクリエーション 取締役(現任) 平成18年12月 F Cパートナーズ株式会社 取締役(現任) 平成21年5月 当社 取締役(現任)	(注)2.	52,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	経営企画部長	宮本 裕司	昭和40年5月13日生	昭和63年4月 大和証券株式会社入社 九段支店、鹿児島支店、本店営業部 平成10年7月 大和証券投資信託委託株式会社 商品開発部、マーケティング部、証券営業部 平成12年8月 プリヴェ チューリッヒ証券株式会社 平成14年2月 株式会社ジョイント・コーポレーション 資産証券部次長 平成14年3月 ジョイント証券株式会社 取締役 平成15年3月 株式会社ファンドクリエーション 執行役員 平成16年2月 F C リート・アドバイザーズ株式会社(現:ファンドクリエーション不動産投信株式会社) 取締役 平成18年4月 ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社 取締役(現任) 平成19年12月 株式会社ファンドクリエーション 常務執行役員 経営企画部長(現任) 平成21年2月 株式会社ファンドクリエーション 取締役(現任) 平成21年5月 当社 取締役 経営企画部長(現任) 平成21年6月 株式会社F C インベストメント・アドバイザーズ 取締役(現任)	(注) 2 .	1,333,800
監査役	-	伊藤 悠一	昭和22年12月13日生	昭和45年4月 田口証券株式会社(現S M B C フレンド証券株式会社) 入社 昭和60年10月 同社 春日部支店長 平成6年8月 同社 厚木支店長 平成8年1月 同社 検査部長 平成12年3月 同社 営業推進部長 平成13年6月 同社 取締役営業推進部長 平成14年6月 同社 執行役員商品部長 平成15年10月 同社 執行役員引受部長 平成16年9月 株式会社ファンドクリエーション 入社 平成16年10月 ファンドクリエーション不動産投信株式会社 取締役兼コンプライアンスオフィサー 平成19年9月 ファンドクリエーション・アール・エム株式会社 代表取締役社長 平成21年1月 ファンドクリエーション・アール・エム株式会社 取締役 平成21年2月 株式会社ファンドクリエーション 監査役(現任) 平成21年5月 当社 監査役(現任)	(注) 3 .	10,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	佐藤 貴夫	昭和38年8月5日生	平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成13年4月 佐藤貴夫法律事務所(現:佐藤総合法律事務所) 開設(現任) 平成17年9月 株式会社ファンドクリエーション 監査役(現任) 平成20年6月 株式会社トランスジェニック 社外監査役(現任) 平成21年5月 当社 社外監査役(現任)	(注)3.	-
監査役	-	蓮沼 彰良	昭和27年11月30日生	昭和51年4月 三井信託銀行株式会社入社 平成2年7月 同社 資金為替部 市場営業室長 平成5年7月 藍澤証券株式会社へ出向 平成13年4月 中央三井信託銀行株式会社 調査部次長 平成13年11月 藍澤証券株式会社へ出向 平成16年1月 藍澤証券株式会社 入社 平成16年4月 同社 ブルートレードセンター長 平成18年6月 同社 理事 ブルートレードセンター長 平成19年6月 同社 執行役員 管理本部長(現任) 平成20年6月 アイザワ・インベストメンツ株式会社 社外取締役 平成20年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 平成21年2月 株式会社ファンドクリエーション 社外監査役(現任) 平成21年5月 当社 社外監査役(現任) 平成21年6月 アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役(現任)	(注)3.	-

(注)1. 監査役佐藤貴夫、蓮沼彰良は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、平成21年5月1日である当社の設立日より、平成22年11月期に係る定時株主総会の終結の時であります。

3. 監査役の任期は、平成21年5月1日である当社の設立日より、平成24年11月期に係る定時株主総会の終結の時であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンス構築の目的を、株主をはじめとしたステークホルダーに対し、自らの企業価値を維持・向上させることにありと認識しております。このような考え方のもと、当社は、経営の迅速化・効率化・透明性等向上のための社内諸体制の整備に努め、より確かなコーポレート・ガバナンスの構築を推進していく考えです。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する現在までの具体的整備策としては、業務連絡会や新規プロジェクトミーティング及び各委員会等を設けてビジネス案件の審議機関を充実させ、以ってその業務監視機能を拡大させたほか、株主等に対するIR活動等も含めた企業情報開示体制やその開示ツールとしてインターネット上のホームページを開設するなど、当社設立より継続的にコーポレート・ガバナンス機能の充実を図っております。

今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能を更に強化していくことが経営の重要課題であると位置付けております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

取締役会

取締役の員数を6名以内、毎月1回以上の取締役会を開催しております。重要事項の決定に関しては、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、定例の取締役会では、月次決算に関する予算と実績の比較検討を行い、経営判断の迅速化に努めております。

監査役会

監査役5名以内とし、毎月1回の監査役会に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役監査

監査役監査の実施については、当社の各部門に対する監査のほか、子会社に対する監査も実施して、それぞれの部門責任者、子会社の役員に対するヒアリングを実施しております。なお、監査役のうち2名は社外監査役であります。

内部監査

当社では、内部監査担当者を配置した内部監査室（2名）を設置して、内部監査室においては、当社の各部門及び関係会社に対する内部監査を通じて会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

また、社内の企業倫理・法令遵守等を推進するためコンプライアンス・オフィサーを任命して、内部監査室長がこれを兼務しております。

監査法人

当社は、会計監査人として、清和監査法人と監査契約を締結しております。監査業務を執行する公認会計士は、川田増三氏、大塚貴史氏であります。

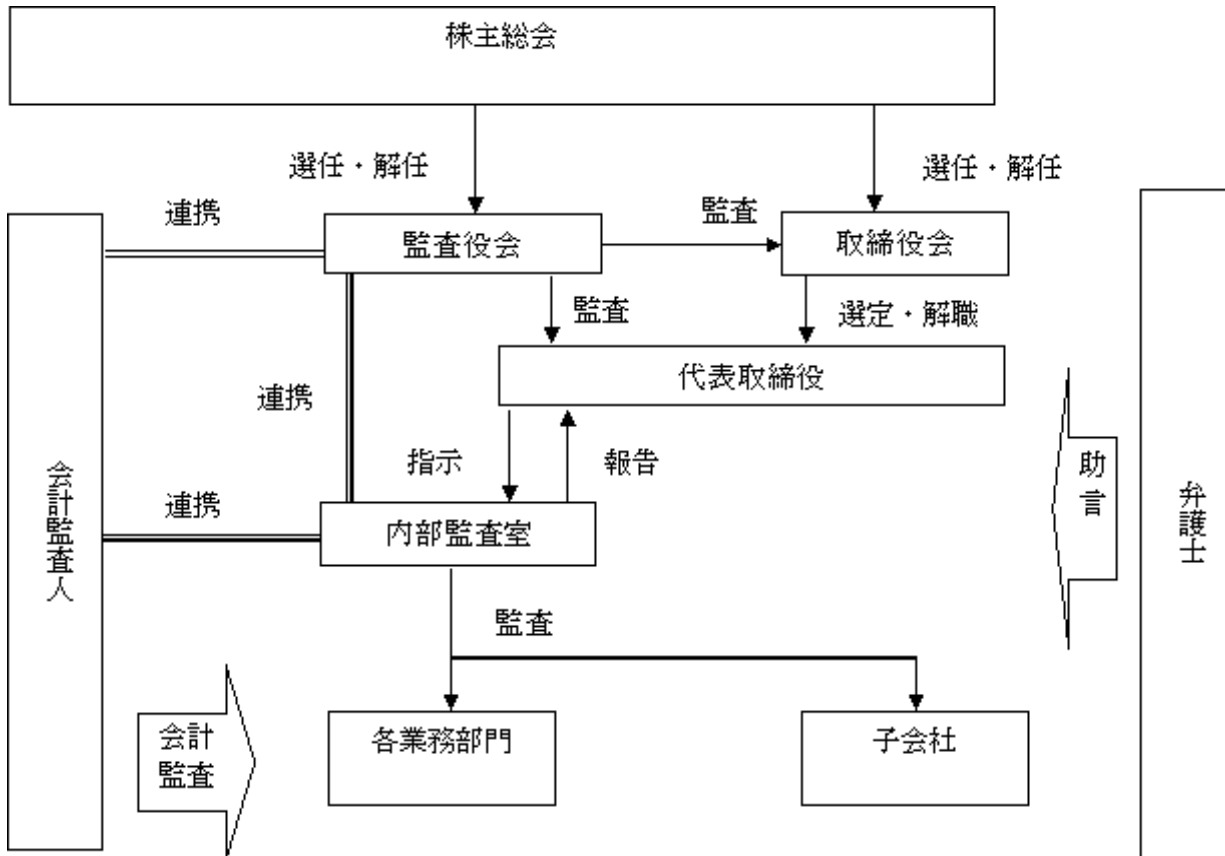
弁護士

当社は、日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく、適宜しかるべき弁護士から法的助言を得ております。

当社は、株主総会、取締役会、監査役会、内部監査室といった機関を適切に機能させ、企業としての適法な運営を行っております。

下記に会社の機関をまとめております。

（会社の機関）



(3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

会計監査人との連携については、会計監査人から経営者に対して半期ごとに行われる監査報告に、監査役、内部監査室長が臨席し、会計監査の過程、結果を確認しております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うにあたり、法令等を遵守した行動をすることが重要であると考えております。

運用については、コンプライアンス委員会において、管理・モニタリングを行い、取締役会で承認されました各種規程に基づき社内における企業倫理の徹底に取り組み、弁護士・監査法人・顧問税理士等の外部機関より適宜アドバイスを頂く体制も構築しております。

また、危機管理体制としましては、当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、迅速に必要な初期対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

(5) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役である佐藤貴夫は新株予約権を2個保有しておりますが、それ以外に当社との間に資本的関係、取引関係はありません。また、蓮沼彰良は、株式及び新株予約権を保有しておりませんが、資本関係としては、所属している藍澤証券株式会社が当社の議決権の10.7%を持つ主要株主であります。

さらに、株式会社FCインベストメント・アドバイザーズから2名が藍澤証券株式会社に出向しております。その他の利害関係としては、当社のグループが組成し、管理・運用するファンドの多くは、藍澤証券株式会社が販売会社となっております。

(6) 役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額500百万円以内とする予定であります。また、取締役の報酬額とは別枠で、当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役に対する報酬として年額300百万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行し付与ができるようにしております。

(7) 責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社の取締役及び監査役（取締役または監査役であった者を含む。）が、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除できる旨を定款に定めております。取締役会の決議にする理由は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額までとしております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(8) 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(10) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(11) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(12) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、「連結財務諸表」については記載していません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期事業年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっております。本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、「財務諸表」については記載していません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期事業年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっております。本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、「主な資産及び負債の内容」については記載していません。

(3)【その他】

株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ファンドクリエーションの最近2連結会計年度の連結財務諸表は以下のとおりです。

株式会社ファンドクリエーションの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

前連結会計年度（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

株式会社ファンドクリエーションは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人、当連結会計年度（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）の財務諸表については清和監査法人により監査を受けています。

連結財務諸表

連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年11月30日)		当連結会計年度 (平成20年11月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金	2	4,379		1,376	
2. 売掛金		296		240	
3. 有価証券		361		43	
4. 営業投資有価証券		725		183	
5. たな卸資産	2	24,292		8,426	
6. 繰延税金資産		81		13	
7. その他		259		109	
貸倒引当金		-		2	
流動資産合計		30,397	94.2	10,391	93.1
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		62		64	
減価償却累計額		12	49	18	45
(2) 工具、器具及び備品		59		64	
減価償却累計額		23	35	33	30
有形固定資産合計			85		76
2. 無形固定資産					
(1) のれん			25		0
(2) その他			10		10
無形固定資産合計			36		10
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	1		960		274
(2) 長期貸付金			80		80
(3) 敷金保証金			212		216
(4) 破産更生債権等			12		657
(5) 繰延税金資産			350		0
(6) その他	2		154		119
貸倒引当金			17		667
投資その他の資産合計			1,753	5.4	681
固定資産合計			1,875	5.8	768
資産合計			32,272	100.0	11,159

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年11月30日)		当連結会計年度 (平成20年11月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 短期借入金	2	3,637		1,441	
2. 1年以内返済予定の長期借入金	2	95		1,973	
3. 未払金		156		70	
4. 未払法人税等		113		44	
5. 未払消費税等		73		14	
6. 賞与引当金		12		26	
7. 賃料保証引当金		51		7	
8. 事業構造改善引当金		-		55	
9. その他		233		61	
流動負債合計		4,373	13.5	3,693	33.1
固定負債					
1. 長期借入金	2	19,794		5,550	
2. 負ののれん		0		-	
3. 預り敷金		17		52	
4. その他		-		0	
固定負債合計		19,812	61.4	5,602	50.2
負債合計		24,186	74.9	9,295	83.3
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		1,655	5.1	1,659	14.9
2. 資本剰余金		1,718	5.3	1,722	15.4
3. 利益剰余金		3,769	11.7	1,604	14.4
4. 自己株式		-	-	24	0.2
株主資本合計		7,142	22.1	1,753	15.7
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		76	0.2	-	-
2. 為替換算調整勘定		1	0.0	0	0.0
評価・換算差額等合計		74	0.2	0	0.0
少数株主持分		1,018	3.2	110	1.0
純資産合計		8,086	25.1	1,863	16.7
負債純資産合計		32,272	100.0	11,159	100.0

連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)			当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高	1	13,214	14,562	100.0	1,915	3,407	100.0
1. 不動産等売上高		1,347			1,492		
2. 受取手数料等							
売上原価							
1. 不動産等売上原価		10,667	10,829	74.4	1,858	2,557	75.1
2. 支払手数料等		162			698		
売上総利益			3,732	25.6		850	24.9
販売費及び一般管理費			1,979	13.6		1,664	48.8
営業利益又は営業損失 ()			1,752	12.0		814	23.9
営業外収益							
1. 受取利息		19			9		
2. 受取配当金	43			56			
3. その他	6	70	0.5	12	77	2.3	
営業外費用							
1. 支払利息	650			1,499			
2. 創立費	2			-			
3. 株式交付費	0			0			
4. 支払手数料	83			303			
5. 為替差損	3			11			
6. 持分法による投資損失	5			7			
7. 投資有価証券売却損	-			169			
8. その他	3	749	5.2	3	1,996	58.6	
経常利益又は経常損失 ()		1,073	7.3		2,733	80.2	

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)		当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
1. 関係会社株式売却益	2	6		5	
2. 持分変動利益		4		13	
3. その他			11	0	19
特別損失					
1. 投資有価証券評価損	3	29		715	
2. 固定資産除却損	4	0		0	
3. 貸倒引当金繰入額		17		650	
4. 事業構造改善引当金繰入額		-		55	
5. 匿名組合出資譲渡損		-		1,002	
6. たな卸資産廃棄損		-		11	
7. 減損損失	5	-		10	
8. その他		-	46	3	2,449
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()			1,037		5,163
法人税、住民税及び事業税		676		21	
法人税等調整額		140	536	374	396
少数株主損失()			126		307
当期純利益又は当期純損失()			627		5,252

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年11月30日 残高（百万円）	1,627	1,690	3,468	6,786
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	27	27	-	55
剰余金の配当	-	-	326	326
当期純利益	-	-	627	627
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	27	27	300	356
平成19年11月30日 残高（百万円）	1,655	1,718	3,769	7,142

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年11月30日 残高（百万円）	16	1	15	107	6,878
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	-	-	-	-	55
剰余金の配当	-	-	-	-	326
当期純利益	-	-	-	-	627
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	59	0	59	911	851
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	59	0	59	911	1,208
平成19年11月30日 残高（百万円）	76	1	74	1,018	8,086

当連結会計年度（自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年11月30日 残高（百万円）	1,655	1,718	3,769	-	7,142
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	4	4	-	-	8
剰余金の配当	-	-	167	-	167
当期純損失	-	-	5,252	-	5,252
連結除外による増減高	-	-	45	-	45
自己株式の取得	-	-	-	24	24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	4	4	5,373	24	5,389
平成20年11月30日 残高（百万円）	1,659	1,722	1,604	24	1,753

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年11月30日 残高（百万円）	76	1	74	1,018	8,086
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	-	-	-	-	8
剰余金の配当	-	-	-	-	167
当期純損失	-	-	-	-	5,252
連結除外による増減高	-	-	-	-	45
自己株式の取得	-	-	-	-	24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	76	1	74	908	833
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	76	1	74	908	6,222
平成20年11月30日 残高（百万円）	-	0	0	110	1,863

連結キャッシュ・フロー計算書

		前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・ フロー			
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()		1,037	5,163
減価償却費		17	164
のれん償却額		742	15
貸倒引当金の増減額 (減少:)		17	652
賞与引当金の増減額 (減少:)		1	13
事業構造改善引当金の増減額 (減少:)		-	55
質料保証引当金の増減額 (減少:)		51	44
受取利息及び受取配当金		63	65
支払利息		650	1,499
為替差損益		3	3
関係会社株式売却益		6	5
投資有価証券評価損		29	715
投資有価証券売却損		-	169
持分変動利益		4	13
匿名組合出資譲渡損		-	1,002
減損損失		-	10
売上債権の増減額(増加:)		182	57
有価証券の増減額(増加:)		218	427
営業投資有価証券の増減額 (増加:)		603	540
たな卸資産の増減額 (増加:)		12,618	16,124
未収入金の増減額(増加:)		188	52
前払費用の増減額(増加:)		6	0
未払消費税等の増減額 (減少:)		60	58
預り敷金の増減額(減少:)		188	1
その他		234	60
小計		11,327	16,262
利息及び配当金の受取額		62	65
利息の支払額		538	1,454
法人税等の支払額		2,618	105
営業活動によるキャッシュ・ フロー		14,421	17,756

		前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・ フロー			
有形固定資産の取得による支 出		26	8
無形固定資産の取得による支 出		10	2
定期預金の預入れによる支出		47	-
質権付定期預金の預入れによ る支出		47	27
質権付定期預金の回収による 収入		19	85
投資有価証券の取得による支 出		724	663
投資有価証券の売却による収 入		-	493
連結範囲の変更を伴う子会社 株式及びその他の関係会社有 価証券の売却等による収入又 は支出()	3 5	17	11
連結範囲の変更を伴う子会社 株式及びその他の関係会社有 価証券の取得による支出 ()又は収入	2 4	1,055	5
貸付による支出		206	-
貸付金回収による収入		113	-
保証金の支払による支出		15	44
保証金の回収による収入		2	29
投資活動によるキャッシュ・ フロー		1,979	144

		前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・ フロー			
短期借入れによる収入		7,522	10,002
短期借入金の返済による支出		8,224	6,253
長期借入れによる収入		19,392	12,171
長期借入金の返済による支出		7,851	112
株式発行による収入		55	8
自己株式の取得による支出		-	24
配当金の支払額		323	143
長期預り金の受入による収 入		-	36
少数株主からの払込による収 入		1,035	228
財務活動によるキャッシュ・ フロー		11,606	15,913
現金及び現金同等物に係る換算 差額		3	6
現金及び現金同等物の増減額 (減少:)		4,798	1,994
現金及び現金同等物の期首残高		9,129	4,330
連結範囲の変更に伴う現金及び 現金同等物の増加(減少:)	6	-	985
現金及び現金同等物の期末残高	1	4,330	1,350

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 22社 主要な連結子会社名 ファンドクリエーション不動産投信(株) FC Investment Ltd. (株)FCインベストメント・アドバイザーズ 上海創喜投資諮詢有限公司 ファンドクリエーション投信投資顧問(株) ファインアートインベストメント(株) FCパートナーズ(株) (株)ファインキャリア (株)アートイット ファンドクリエーション・アール・エム(株) (有)ヘレネ・プロパティ (有)ペレウス・プロパティ (有)ヘラクレス・プロパティ (有)トリトン・プロパティ (有)ケレオス・プロパティ (有)アグライア・プロパティ (有)ミノス・プロパティ (有)ネクター・プロパティ カネル・プロパティ(同) セドル・プロパティ(同) FC-STファンド投資事業有限責任組合 FCアントレプレナーファンド	(1) 連結子会社の数 17社 主要な連結子会社名 ファンドクリエーション不動産投信(株) FC Investment Ltd. (株)FCインベストメント・アドバイザーズ 上海創喜投資諮詢有限公司 ファンドクリエーション投信投資顧問(株) ファインアートインベストメント(株) FCパートナーズ(株) (株)アートイット ファンドクリエーション・アール・エム(株) (有)トリトン・プロパティ セドル・プロパティ(同) ペトリュス・プロパティ(同) オーブリヨン・プロパティ(同) サンジュリアン・プロパティ(同) ポイヤック・プロパティ(同) FC-STファンド投資事業有限責任組合 FCアントレプレナーファンド

項目	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
	<p>(株)ファインキャリア、(株)アートイト及びファンドクリエーション・アール・エム(株)は、株式を取得したことなどにより連結の範囲に含めております。なお、(株)ファインキャリアは、平成19年11月1日付で全ての株式を譲渡しております。</p> <p>(有)ケレオス・プロパティ、(有)アグライア・プロパティ、(有)ミノス・プロパティ、(有)ネクター・プロパティ、カネル・プロパティ(同)及びセドル・プロパティ(同)は、匿名組合員の地位を取得したことなどにより連結範囲に含めております。</p> <p>(有)ペレウス・プロパティは、平成19年6月29日付で匿名組合出資を終了しております。</p> <p>FCアントレプレナーファンドは、新規に設定したため連結の範囲に含めておりません。</p> <p>(2)主要な非連結子会社の名称等 プライマリー・インベストメント(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p>	<p>シュヴァル・プロパティ(同)、マルゴー・プロパティ(同)、ペトリウス・プロパティ(同)、オーブリオン・プロパティ(同)、パルメール・プロパティ(同)、ラトゥール・プロパティ(同)、タルポー・プロパティ(同)、ラフィット・プロパティ(同)、ラグランジュ・プロパティ(同)、サンジュリアン・プロパティ(同)、ポイヤック・プロパティ(同)は、匿名組合員の地位を取得したことなどにより連結範囲に含めております。</p> <p>シュヴァル・プロパティ(同)、マルゴー・プロパティ(同)、パルメール・プロパティ(同)、ラトゥール・プロパティ(同)、タルポー・プロパティ(同)、ラフィット・プロパティ(同)、ラグランジュ・プロパティ(同)、(有)ヘレネ・プロパティ、(有)ヘラクレス・プロパティ、(有)ネクター・プロパティ、(有)アグライア・プロパティ及びカネル・プロパティ(同)は、平成20年11月28日付で匿名組合員の地位を譲渡したため、平成20年11月28日までの損益計算書を連結しております。</p> <p>(有)ミノス・プロパティは、平成19年12月17日付で匿名組合出資を終了したため、平成19年12月17日までの損益計算書を連結しております。</p> <p>(有)ケレオス・プロパティは20年5月29日付で匿名組合出資を終了したため、平成20年5月29日までの損益計算書を連結しております。</p> <p>(2)主要な非連結子会社の名称等 プライマリー・インベストメント(株)は平成20年2月29日で清算終了しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の関連会社 1社 FCアート・トラスト - コンテンポラリー・アート・ファンド</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結子会社 プライマリー・インベストメント(株)については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法適用範囲から除いております。</p>	<p>(1)持分法適用の関連会社 1社 FCアート・トラスト - コンテンポラリー・アート・ファンド</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、FC Investment Ltd. は8月31日、ファンドクリエーション不動産投信(株)は3月31日、上海創喜投資諮詢有限公司は12月31日、ファインアートインベストメント(株)は3月31日、ファンドクリエーション投信投資顧問(株)は3月31日、(株)アートイットは3月31日、(有)ベレウス・プロパティは8月31日、(有)トリトン・プロパティは8月31日、(有)ケレオス・プロパティは8月31日、(有)アグライア・プロパティは8月31日、(有)ミノス・プロパティは8月31日、(有)ネクター・プロパティは8月31日、カネル・プロパティ(同)は2月末日、セドル・プロパティ(同)は2月末日、FC-STファンド投資事業有限責任組合は8月31日、FCアントレプレナーファンドは12月25日が決算日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、FC Investment Ltd. は8月31日、ファンドクリエーション不動産投信(株)は3月31日、上海創喜投資諮詢有限公司は12月31日、ファインアートインベストメント(株)は3月31日、ファンドクリエーション投信投資顧問(株)は3月31日、(株)アートイットは3月31日、(有)トリトン・プロパティは8月31日、セドル・プロパティ(同)は2月末日、ベトリュス・プロパティ(同)は8月31日、オーブリオン・プロパティ(同)は8月31日、サンジュリアン・プロパティ(同)は8月31日、ポイヤック・プロパティ(同)は8月31日、FC-STファンド投資事業有限責任組合は8月31日、FCアントレプレナーファンドは12月25日が事業年度の末日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>イ 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>ロ その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法</p> <p>ハ デリバティブ 時価法</p> <p>ニ たな卸資産 商品 個別法による原価法 販売用不動産及び仕掛販売用不動産(不動産信託受益権を含む) 個別法による原価法 なお、販売用不動産に係る減価償却費を不動産等売上原価に計上しております。 また、当該資産の主な耐用年数は33年～50年であります。</p>	<p>イ 売買目的有価証券 同左</p> <p>ロ その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>ハ デリバティブ 同左</p> <p>ニ たな卸資産 商品 同左 販売用不動産及び仕掛販売用不動産(不動産信託受益権を含む) 個別法による原価法 販売用不動産に係る減価償却費を不動産等売上原価に計上しております。 なお、販売用不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に市場の状況を反映した評価を行っております。 また、当該資産の主な耐用年数は33年～50年であります。</p>
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>イ 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、建物(附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6～30年 工具器具及び備品 2～20年 (会計方針の変更) 当連結会計年度から法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。 なお、この変更に伴い損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	<p>イ 有形固定資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
	<input type="checkbox"/> 無形固定資産 ソフトウェア 社内における使用可能期間(5年) に基づく定額法によっています。	<input type="checkbox"/> 無形固定資産 ソフトウェア 同左
(3) 重要な繰延資産の処理 方法	<input type="checkbox"/> 創立費 支出時に全額費用としております。 <input type="checkbox"/> 株式交付費 支出時に全額費用としております。	<input type="checkbox"/> 株式交付費 同左
(4) 重要な引当金の計上基 準	<input type="checkbox"/> 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、当社及び国内連結子会社は、一般債 権については貸倒実績率により、また貸 倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。また、在外連結 子会社は主として 特定の債権について 回収不能見込額を計上しております。 <input type="checkbox"/> 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は従業員に 対して支給する賞与の支出に充てるた め、支給見込額に基づき当連結会計年 度負担額を計上しております。 <input type="checkbox"/> 賃料保証引当金 不動産投資において売却した物件に 係る買主への賃料保証契約に基づく賃 料保証費の支払に備えるため、賃料保 証費発生見込み額を計上してありま す。	<input type="checkbox"/> 貸倒引当金 同左 <input type="checkbox"/> 賞与引当金 同左 <input type="checkbox"/> 賃料保証引当金 同左 <input type="checkbox"/> 事業構造改善引当金 事業構造改善に伴い発生する費用及 び損失に備えるため、その発生見込額 を計上しております。

項目	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。	同左
(6) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(7) 重要なヘッジ会計の方法	イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。 ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金の利息 ハ ヘッジ方針 変動金利借入利息の将来の金利上昇による増加を軽減することを目的に、変動金利を受取り、固定金利を支払う金利スワップ取引を行っております。 ニ ヘッジ有効性の評価 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	イ ヘッジ会計の方法 同左 ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ハ ヘッジ方針 同左 ニ ヘッジ有効性の評価 同左
(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれん	効果が発現すると見積もられる期間(2～3年)で定額法により償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金及び随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
企業結合及び事業分離等に関する会計基準 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において無形固定資産の「営業権」及び「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において固定負債の「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において、「営業権償却」及び「連結調整勘定償却」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>2. 営業活動によるキャッシュ・フローの「持分変動利益」は、前連結会計年度は「その他」に含めて表示しておりましたが、その重要性を考慮し区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「持分変動利益」は 0百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>「売上高」の「不動産等売上高」には、前連結会計年度において当社グループがインベストメントバンク事業として匿名組合出資を行っている不動産所有SPC等から生ずる収益並びに上場、未上場株式などの証券に対する投資等から生ずる損益(純額)を含めて表示しておりましたが、売上利益だけでなく損失が生ずる場合もあるため、より適確に会社の実態を表すことを目的として、当連結会計年度から不動産所有SPCを含めた各社毎に売上高の純額が利益の場合は「売上高」の「不動産等売上高」に、損失の場合は「売上原価」の「不動産等売上原価」に計上することに変更いたしました。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
<p>(重要な減価償却資産の減価償却の方法)</p> <p>当連結会計年度から法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更に伴い損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	

注記事項

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 (平成19年11月30日)	当連結会計年度 (平成20年11月30日)
<p>1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 (その他の有価証券) 89百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 (百万円)</p> <p>現金及び預金 9 たな卸資産 20,948 計 20,957</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。 長期借入金 18,000百万円</p> <p>なお、上記のほか賃料保証に対する担保として定期預金75百万円を差し入れております。</p>	<p>1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 (その他の有価証券) 90百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 (百万円)</p> <p>現金及び預金 27 たな卸資産 8,368 計 8,396</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 1,000百万円 1年以内返済予定の長期借入金 1,641百万円 長期借入金 5,512百万円</p> <p>なお、上記のほか賃料保証に対する担保として定期預金27百万円を差し入れております。</p> <p>3. 偶発債務 債務保証 次の会社の金融機関等からの借入に対して債務保証を行っております。</p> <p>ラトゥール・プロパティ（同） 1,696百万円 ラフィット・プロパティ（同） 768百万円 計 2,464百万円</p>

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (百万円)</p> <p>役員報酬 143 給与手当 549 賞与 111 賞与引当金繰入額 19 地代家賃 144 支払手数料 303</p> <p>2. 関係会社株式売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p>(株)ファインキャリア 6百万円</p> <p>3. 投資有価証券評価損の内容は次のとおりであります。</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (百万円)</p> <p>役員報酬 149 給与手当 555 賞与 28 賞与引当金繰入額 38 地代家賃 172 支払手数料 235 貸倒引当金繰入額 2</p> <p>2. 関係会社株式売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p>(株)アートイット 5百万円</p> <p>3. 投資有価証券評価損の内容は次のとおりであります。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)						
(株)エスグラントコーポレーション 29百万円 4. 固定資産除却損の内訳 工具、器具及び備品 0百万円	(株)エスグラントコーポレーション 23百万円 FCレジデンシャル投資法人 547百万円 藍澤證券(株) 64百万円 丸八証券(株) 79百万円 4. 固定資産除却損の内訳 工具、器具及び備品 0百万円 5. 減損損失の内容は次のとおりであります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(株)アートイット</td> <td style="text-align: center;">のれん</td> <td style="text-align: center;">東京都港区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失の認識に至った経緯) (株)アートイットののれんについて、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったことから、全額を減損損失とし10百万円を特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法) 当社グループは、主として会社単位の独立したキャッシュ・フローを生出す単位によって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(回収可能性の算定方法) 回収可能性価額、使用価値をゼロとして評価しております。</p>	用途	種類	場所	(株)アートイット	のれん	東京都港区
用途	種類	場所					
(株)アートイット	のれん	東京都港区					

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	326,888	8,200		335,088
合計	326,888	8,200		335,088
自己株式				
普通株式				
合計				

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加の内訳は以下のとおりであります。

ストックオプションの行使による増加 8,200株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月27日 定時株主総会	普通株式	326	1,000	平成18年11月30日	平成19年2月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年2月27日 定時株主総会	普通株式	167	利益剰余金	500	平成19年11月30日	平成20年2月28日

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	335,088	800	-	335,888
合計	335,088	800	-	335,888
自己株式				
普通株式	-	2,775	-	2,775
合計	-	2,775	-	2,775

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加の内訳は以下のとおりであります。

ストックオプションの行使による増加 800株

取締役会の決議による自己株式の取得による増加 2,775株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年2月27日 定時株主総会	普通株式	167	500	平成19年11月30日	平成20年2月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成19年11月30日現在)	(平成20年11月30日現在)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
4,379百万円	1,376百万円
質権付普通預金	質権付普通預金
9	27
質権付定期預金	コールローン
47	1
コールローン	現金及び現金同等物
8	1,350百万円
現金及び現金同等物	
4,330百万円	
2. 匿名組合出資の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 (有)ケレオス・プロパティー (百万円)	
流動資産	4,133
固定資産	19
のれん	301
流動負債	63
固定負債	2,806
少数株主持分	3
(有)ケレオス・プロパティーの取得価額	1,581
(有)ケレオス・プロパティーの現金及び現金同等物	271
差引：(有)ケレオス・プロパティー 取得のための支出	1,309
(有)アグライア・プロパティー及び (有)ミノス・プロパティー (百万円)	
流動資産	3,550
固定資産	19
のれん	287
流動負債	1,068
固定負債	2,733
少数株主持分	5
(有)アグライア・プロパティー及び (有)ミノス・プロパティーの取得価額	49
(有)アグライア・プロパティー及び (有)ミノス・プロパティーの現金及び 現金同等物	330
差引：(有)アグライア・プロパティー 及び(有)ミノス・プロパティー 取得のための支出	280

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
(有)ネクター・プロパティ (百万円)	
流動資産	845
のれん	11
流動負債	13
固定負債	830
有ネクター・プロパティの取得価額	13
有ネクター・プロパティの現金及び 現金同等物	56
差引：(有)ネクター・プロパティ 取得のための支出	43
3. 匿名組合出資の解消により連結子会社から除外した 会社の資産及び負債の主な内訳	
(有)ペレウス・プロパティ (百万円)	
流動資産	2
少数株主持分	2
有ペレウス・プロパティの 現金及び現金同等物	2
有ペレウス・プロパティ匿名組合出資の 解消による収入	2
4. 株式を取得したことにより新たに連結子会社となっ た会社の資産及び負債の主な内訳	
(株)ファインキャリア (百万円)	
流動資産	26
固定資産	4
のれん	11
流動負債	12
株ファインキャリアの取得価額	30
株ファインキャリアの現金及び 現金同等物	10
差引：(株)ファインキャリア 取得のための支出	19
(有)ミノス・プロパティ (百万円)	
2流動資産	3
2少数株主持分	3
(有)ミノス・プロパティの 2現金及び現金同等物	3
(有)ミノス・プロパティ匿名組合出資の解 2消による収入	3
(有)ケレオス・プロパティ (百万円)	
流動資産	3
少数株主持分	3
(有)ケレオス・プロパティの現金及び現 金同等物	3
(有)ケレオス・プロパティ匿名組合出資 の解消による収入	3

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
(株)アートイット (百万円)	
流動資産	31
固定資産	4
のれん	30
流動負債	4
株アートイットの取得価額	62
株アートイットの現金及び 現金同等物	10
差引：株アートイット 取得のための支出	51
5. 株式の売却により連結子会社から除外した会社の資 産及び負債の主な内訳 (株)ファインキャリア (百万円)	
流動資産	27
固定資産	10
流動負債	14
株ファインキャリア株式売却益	6
株ファインキャリア株式売却額	30
株ファインキャリアの現金及び現金同等物	9
差引：株ファインキャリア株式売却による収 入	20
6. 匿名組合出資の譲渡により連結子会社から除外した 会社の資産及び負債の主な内訳 シュヴァル・プロパティ(同)及びマルゴー・プロ パティ(同) (百万円)	
流動資産	3,804
流動負債	906
固定負債	2,896
シュヴァル・プロパティ(同)及びマルゴー ・プロパティ(同)匿名組合出資譲渡による 支出	0
シュヴァル・プロパティ(同)及びマルゴー ・プロパティ(同)の現金及び現金同等物	205
差引：シュヴァル・プロパティ(同)及びマ ルゴー・プロパティ(同)匿名組合出 資譲渡による収入	205

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
	パルメール・プロパティ(同)、ラトゥール・プロパティ(同)、タルポー・プロパティ(同)、ラフィット・プロパティ(同)及びラグランジュ・プロパティ(同) (百万円) 流動資産 6,098 固定資産 0 流動負債 4,873 固定負債 1,223
	パルメール・プロパティ(同)、ラトゥール・プロパティ(同)、タルポー・プロパティ(同)、ラフィット・プロパティ(同)及びラグランジュ・プロパティ(同)匿名組合出資譲渡による支出 0 パルメール・プロパティ(同)、ラトゥール・プロパティ(同)、タルポー・プロパティ(同)、ラフィット・プロパティ(同)及びラグランジュ・プロパティ(同)の現金及び現金同等物 203 差引：パルメール・プロパティ(同)、ラトゥール・プロパティ(同)、タルポー・プロパティ(同)、ラフィット・プロパティ(同)及びラグランジュ・プロパティ(同)匿名組合出資譲渡による収入 203

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
	(有)ヘレネ・プロパティ、(有)ヘラクレス・プロパティ及び(有)ネクター・プロパティ (百万円) 流動資産 1,061 固定資産 10 流動負債 784 固定負債 317
	(有)ヘレネ・プロパティ、(有)ヘラクレス・プロパティ及び(有)ネクター・プロパティ匿名組合出資譲渡による支出 0 (有)ヘレネ・プロパティ、(有)ヘラクレス・プロパティ及び(有)ネクター・プロパティの現金及び現金同等物 150 差引：(有)ヘレネ・プロパティ、(有)ヘラクレス・プロパティ及び(有)ネクター・プロパティ匿名組合出資譲渡による収入 150 (有)アグライア・プロパティ及びカネル・プロパティ(同) (百万円) 流動資産 21,898 固定資産 53 流動負債 20,287 固定負債 844
	(有)アグライア・プロパティ及びカネル・プロパティ(同)匿名組合出資譲渡による支出 0 (有)アグライア・プロパティ及びカネル・プロパティ(同)の現金及び現金同等物 427 差引：(有)アグライア・プロパティ及びカネル・プロパティ(同)匿名組合出資譲渡による収入 427

(リース取引関係)

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

当社グループのリース契約1件当たりの金額は少額であるため、注記は省略しております。

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

当社グループのリース契約1件当たりの金額は少額であるため、注記は省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成19年11月30日)

1. 売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
361	65

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式 (2)債券 国債・地方債等 社債 その他 (3)その他			
	小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式 (2)債券 国債・地方債等 社債 その他 (3)その他	204	186	17
	小計	771	669	101
合計		975	856	118

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券(営業投資有価証券を含む)	
非上場株式	396
非上場社債	10
その他	333
合計	740

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券 非上場社債			10	
合計			10	

(注) 当連結会計年度において、有価証券について57百万円(その他有価証券で時価のある株式について29百万円、その他有価証券で時価のない株式について27百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、その実質価値が著しく低下した場合に必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成20年11月30日)

1. 売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
43	39

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	204	36	167
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	771	223	547
	小計	975	259	715
合計		975	259	715

3.時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 其他有価証券(営業投資有価証券を含む)	
非上場株式	73
非上場社債	10
その他	114
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式及び関連会社株式	90
合計	289

4. 其他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
非上場社債	-	-	10	-
合計	-	-	10	-

(注) 当連結会計年度において、有価証券について470百万円(其他有価証券で時価のある株式について167百万円、其他有価証券で時価のない株式について303百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、その実質価値が著しく低下した場合に必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
<p>(1)取引内容 利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。</p> <p>(2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスク回避を目的で利用しております。なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップ取引について特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金の利息</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は市場の金利の変動によるリスクを有しております。</p> <p>なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5)取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p>	<p>(1)取引内容 同左</p> <p>(2)取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3)取引の利用目的 同左</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5)取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
<p>全てヘッジ会計が適用されておりますので、該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
	第4回 スtock・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 6名
ストック・オプション数(注)	普通株式6,400株
付与日	平成16年1月15日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年1月16日～平成26年1月5日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、会社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件は、取締役会決議に基づき会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第5回 スtock・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 7名 外部協力者 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式12,000株
付与日	平成16年1月15日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年1月16日～平成26年1月5日
権利行使条件	外部支援者たる新株予約権者が会社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 12名 関係会社役員及び関係会社従業員 11名
ストック・オプション数（注）	普通株式12,000株
付与日	平成16年10月19日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年10月19日～平成26年10月17日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

（注）株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 16名 関係会社役員及び関係会社従業員 6名 外部協力者 5名
ストック・オプション数（注）	普通株式8,000株
付与日	平成17年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年2月26日～平成27年2月24日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

（注）株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第9回(あ) ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社監査役 1名 当社従業員 2名 関係会社役員及び関係会社従業員 8名 外部協力者 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式2,020株
付与日	平成17年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月29日～平成27年9月27日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは権利行使することができない。 外部支援者たる新株予約権者が、会社との契約に基づく支援者でなくなったときは権利行使することができない。 その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第9回(い) ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 関係会社役員及び関係会社従業員 11名
ストック・オプション数(注)	普通株式3,620株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月29日～平成27年9月27日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは権利行使することができない。 その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	240	3,200	6,660
権利確定	-	-	-
権利行使	240	3,200	4,120
失効	-	-	-
未行使残	-	-	2,540

会社名	提出会社	同左	同左
	第8回 ストック・オプション	第9回(あ) ストック・オプション	第9回(い) ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	7,600	1,980	3,620
付与	-	-	-
失効	40	-	20
権利確定	3,900	1,040	-
未確定残	3,660	940	3,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	3,900	1,040	-
権利行使	640	-	-
失効	20	-	-
未行使残	3,240	1,040	-

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	625	625	10,000
行使時平均株価 (円)	141,000	172,925	149,999
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	同左	同左
	第8回 ストック・オプション	第9回(あ) ストック・オプション	第9回(い) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	19,500	19,500	52,000
行使時平均株価 (円)	39,687	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 12名 関係会社役員及び関係会社従業員 11名
ストック・オプション数(注)	普通株式12,000株
付与日	平成16年10月19日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年10月19日～平成26年10月17日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 16名 関係会社役員及び関係会社従業員 6名 外部協力者 5名
ストック・オプション数(注)	普通株式8,000株
付与日	平成17年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年2月26日～平成27年2月24日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは、権利行使することができない。 その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第9回(あ) ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社監査役 1名 当社従業員 2名 関係会社役員及び関係会社従業員 8名 外部協力者 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式2,020株
付与日	平成17年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月29日～平成27年9月27日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは権利行使することができない。 外部支援者たる新株予約権者が、会社との契約に基づく支援者でなくなったときは権利行使することができない。 その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
	第9回(い)ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 関係会社役員及び関係会社従業員 11名
ストック・オプション数(注)	普通株式3,620株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月29日～平成27年9月27日
権利行使条件	取締役または監査役たる新株予約権者が解任・退任もしくは資格喪失により、会社の取締役または監査役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、または退職したときは権利行使することができない。 その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回(あ) ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	3,660	940
付与	-	-	-
失効	-	720	20
権利確定	-	2,940	920
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,540	3,240	1,040
権利確定	-	2,940	920
権利行使	700	100	-
失効	500	620	20
未行使残	1,340	5,460	1,940

会社名	提出会社
	第9回(い) ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	3,600
付与	-
失効	540
権利確定	-
未確定残	3,060
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回(あ) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10,000	19,500	19,500
行使時平均株価 (円)	15,830	23,000	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社
	第9回(い) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	52,000
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-

（税効果会計関係）

前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)																																																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>賃料保証引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>特定外国子会社留保金額</td> <td style="text-align: right;">137</td> </tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券評価損否認</td> <td style="text-align: right;">164</td> </tr> <tr> <td>未実現利益の消去</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>未払賞与否認</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>営業投資有価証券評価減否認</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損否認</td> <td style="text-align: right;">42</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">431</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">431</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">81</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.6</td> </tr> <tr> <td>営業権償却費で損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社に対する低税率の適用</td> <td style="text-align: right;">6.2</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却費</td> <td style="text-align: right;">4.7</td> </tr> <tr> <td>欠損金子会社の未認識税務利益</td> <td style="text-align: right;">9.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">51.7</td> </tr> </table>	未払事業税否認	9百万円	貸倒引当金繰入額否認	4	賃料保証引当金繰入額否認	20	特定外国子会社留保金額	137	その他の関係会社有価証券評価損否認	164	未実現利益の消去	4	未払賞与否認	21	営業投資有価証券評価減否認	13	投資有価証券評価損否認	42	その他	12	計	431	繰延税金資産の純額	431	流動資産 - 繰延税金資産	81	固定資産 - 繰延税金資産	350	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	営業権償却費で損金に算入されない項目	0.8	海外連結子会社に対する低税率の適用	6.2	連結調整勘定償却費	4.7	欠損金子会社の未認識税務利益	9.6	その他	0.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,319百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税及び事業所税</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">268</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>事業構造改善引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>賃料保証引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産評価損否認</td> <td style="text-align: right;">81</td> </tr> <tr> <td>減価償却費損金算入限度額超過額</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>営業投資有価証券評価減否認</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>その他関係会社有価証券否認</td> <td style="text-align: right;">249</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損否認</td> <td style="text-align: right;">252</td> </tr> <tr> <td>特定外国会社留保金額</td> <td style="text-align: right;">85</td> </tr> <tr> <td>未実現利益の消去</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,404</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,390</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">14</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>	税務上の繰越欠損金	1,319百万円	未払事業税及び事業所税	4	貸倒引当金繰入額否認	268	賞与引当金繰入額否認	7	事業構造改善引当金繰入額	22	賃料保証引当金繰入額否認	2	販売用不動産評価損否認	81	減価償却費損金算入限度額超過額	9	一括償却資産否認	2	営業投資有価証券評価減否認	95	その他関係会社有価証券否認	249	投資有価証券評価損否認	252	特定外国会社留保金額	85	未実現利益の消去	4	その他	0	繰延税金資産 小計	2,404	評価性引当額	2,390	繰延税金資産の純額	14	流動資産 - 繰延税金資産	13	固定資産 - 繰延税金資産	0
未払事業税否認	9百万円																																																																																				
貸倒引当金繰入額否認	4																																																																																				
賃料保証引当金繰入額否認	20																																																																																				
特定外国子会社留保金額	137																																																																																				
その他の関係会社有価証券評価損否認	164																																																																																				
未実現利益の消去	4																																																																																				
未払賞与否認	21																																																																																				
営業投資有価証券評価減否認	13																																																																																				
投資有価証券評価損否認	42																																																																																				
その他	12																																																																																				
計	431																																																																																				
繰延税金資産の純額	431																																																																																				
流動資産 - 繰延税金資産	81																																																																																				
固定資産 - 繰延税金資産	350																																																																																				
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6																																																																																				
営業権償却費で損金に算入されない項目	0.8																																																																																				
海外連結子会社に対する低税率の適用	6.2																																																																																				
連結調整勘定償却費	4.7																																																																																				
欠損金子会社の未認識税務利益	9.6																																																																																				
その他	0.5																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7																																																																																				
税務上の繰越欠損金	1,319百万円																																																																																				
未払事業税及び事業所税	4																																																																																				
貸倒引当金繰入額否認	268																																																																																				
賞与引当金繰入額否認	7																																																																																				
事業構造改善引当金繰入額	22																																																																																				
賃料保証引当金繰入額否認	2																																																																																				
販売用不動産評価損否認	81																																																																																				
減価償却費損金算入限度額超過額	9																																																																																				
一括償却資産否認	2																																																																																				
営業投資有価証券評価減否認	95																																																																																				
その他関係会社有価証券否認	249																																																																																				
投資有価証券評価損否認	252																																																																																				
特定外国会社留保金額	85																																																																																				
未実現利益の消去	4																																																																																				
その他	0																																																																																				
繰延税金資産 小計	2,404																																																																																				
評価性引当額	2,390																																																																																				
繰延税金資産の純額	14																																																																																				
流動資産 - 繰延税金資産	13																																																																																				
固定資産 - 繰延税金資産	0																																																																																				

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日）

1. 企業結合の概要

（1）取得企業の名称及び事業の内容

（有）ケレオス・プロパティアー 不動産流動化業

（有）アグライア・プロパティアー及び（有）ミノス・プロパティアー 不動産流動化業

（2）企業結合を行った主な理由

（有）ケレオス・プロパティアーは、同社が有する資産及び負債から生ずる利益等の大部分を実質的に当社が享受することによる当社グループのインベストメントバンク事業の拡大を目的としております。

（有）アグライア・プロパティアー及び（有）ミノス・プロパティアーは、両社が有する資産及び負債から生ずる利益等の大部分を実質的に当社が享受することによる当社グループのインベストメントバンク事業の拡大を目的としております。

（3）企業結合日

平成19年2月16日

（4）企業結合の法的形式

匿名組合出資契約の組合員の地位取得

（5）結合後企業の名称

（有）ケレオス・プロパティアー

（有）アグライア・プロパティアー及び（有）ミノス・プロパティアー

（6）取得した議決権比率

0.0%（匿名組合出資契約により、当該会社の利益等の大部分を実質的に当社が享受できるため、連結の範囲に含めております。）

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年3月1日から平成19年11月30日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

（1）被取得企業の取得原価

（有）ケレオス・プロパティアー 1,581百万円

（有）アグライア・プロパティアー及び 49百万円

（有）ミノス・プロパティアー

（2）取得原価の内訳

（有）ケレオス・プロパティアー

匿名組合出資取得費用 1,581百万円

取得原価 1,581百万円

（有）アグライア・プロパティアー及び（有）ミノス・プロパティアー

匿名組合出資取得費用 49百万円

取得原価 49百万円

なお、すべて現金で取得しております。

4. 発生したのれんの金額等

（1）のれん金額

（有）ケレオス・プロパティアー 301百万円

（有）アグライア・プロパティアー及び 287百万円

（有）ミノス・プロパティアー

（2）発生原因

（有）ケレオス・プロパティアーの今後の事業展開によって期待される将来の収益力の価値に関連して発生したものの。

（有）アグライア・プロパティアー及び（有）ミノス・プロパティアーの今後の事業展開によって期待される将来の収益力の価値に関連して発生したものの。

（3）償却方法及び償却期間

のれんの償却については、2年間で均等償却しています。

（注）当連結会計年度において、（有）ケレオス・プロパティアー並びに（有）アグライア・プロパティアー及び（有）ミノス・プロパティアーが保有する販売用不動産を売却したことに伴い、対応するのれんを全額償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

(有)ケレオス・プロパティ

流動資産	4,133百万円
固定資産	19

計 4,152百万円

(有)アグライア・プロパティ及び(有)ミノス・プロパティ

流動資産	3,550百万円
固定資産	19

計 3,570百万円

(2) 負債の額

(有)ケレオス・プロパティ

流動負債	63百万円
固定負債	2,806

計 2,869百万円

(有)アグライア・プロパティ及び(有)ミノス・プロパティ

流動負債	1,068百万円
固定負債	2,733

計 3,801百万円

6. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

7. 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

(1) (有)ケレオス・プロパティ

売上高	56百万円
営業利益	40
経常利益	26
税金等調整前当期純利益	26

当期純利益及び1株当たり当期純利益に及ぼす影響はありません。

(2) (有)アグライア・プロパティ及び(有)ミノス・プロパティ

売上高	42百万円
営業利益	31
経常利益	11
税金等調整前当期純利益	11

当期純利益及び1株当たり当期純利益に及ぼす影響はありません。

(注) 1. 上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の連結会社の経営成績を示すものではありません。

2. 上記概算額の注記は、監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報)

事業の種類別セグメント情報

最近2連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

	アセット マネジメ ント事業 (百万円)	インベストメントバ ンク事業		その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
		不動産投 資等部門 (百万円)	証券投資 等部門 (百万円)				
・売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,295	13,133	29	162	14,562	-	14,562
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	31	-	-	1	33	33	-
計	1,327	13,133	29	163	14,595	33	14,562
営業費用	840	11,035	137	274	12,288	521	12,809
営業利益(又は営業損失)	486	2,098	166	111	2,307	554	1,752
・資産、減価償却費及び資本的支 出							
資産	1,025	25,896	1,138	269	28,330	3,941	32,272
減価償却費	3	714	0	3	722	38	760
資本的支出	2	-	-	14	17	19	36

(注) 1. 事業区分の方法

事業は主たる業務内容を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な役務提供

アセットマネジメント事業・・・不動産ファンド、証券ファンドに関わるアセットマネジメント、投資顧問業

インベストメントバンク事業

不動産投資等部門・・・不動産開発型SPC、不動産等所有SPCに対する匿名組合出資及び不動産等の売却等

証券投資等部門・・・企業投資、証券仲介業など

その他事業・・・・・・・・・・美術品投資、コンサルティング業など

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は521百万円であり、その主なものは、総務・経理部門等の管理部門に係る費用及び事務所家賃であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,941百万円であり、その主なものは当社余資運用資金であります。

5. 「連結財務諸表作成のための基本となる事項」の「会計処理方法の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。これにより生じたのれんの償却費は減価償却費に含めております。

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

	アセット マネジメ ント事業 (百万円)	インベストメントバ ンク事業		その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
		不動産投 資等部門 (百万円)	証券投資 等部門 (百万円)				
・売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,402	1,653	75	276	3,407	-	3,407
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	70	-	-	1	72	72	-
計	1,473	1,653	75	277	3,480	72	3,407
営業費用	939	1,950	594	298	3,783	438	4,222
営業利益(又は営業損失)	533	296	519	20	303	510	814
・資産、減価償却費、減損損失及び 資本的支出							
資産	768	8,841	229	133	9,973	1,186	11,159
減価償却費	4	128	0	13	146	33	180
減損損失	-	-	-	10	-	-	10
資本的支出	5	-	-	1	7	3	11

(注) 1. 事業区分の方法

事業は主たる業務内容を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な役務提供

アセットマネジメント事業・・・不動産ファンド、証券ファンドに関わるアセットマネジメント、投資顧問業

インベストメントバンク事業

不動産投資等部門・・・不動産開発型SPC、不動産等所有SPCに対する匿名組合出資及び不動産等の売却等

証券投資等部門・・・企業投資、証券仲介業など

その他事業・・・美術品投資、コンサルティング業など

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は438百万円であり、その主なものは、総務・経理部門等の管理部門に係る費用及び事務所家賃であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は1,186百万円であり、その主なものは当社余資運用資金であります。

所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

海外売上高

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

関連当事者との取引

前連結会計年度(自平成18年12月1日至平成19年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年12月1日至平成20年11月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)		当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)	
1株当たり純資産額	21,093.20円	1株当たり純資産額	5,264.37円
1株当たり当期純利益金額	1,884.83円	1株当たり当期純損失金額	15,676.74円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1,812.69円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当期純損失を計上しているため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成18年12月1日 至平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自平成19年12月1日 至平成20年11月30日)
1株当たり当期純利益又は純損失額		
当期純利益又は純損失額(百万円)	627	5,252
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は純損失(百万円)	627	5,252
期中平均株式数(株)	332,935	335,026
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	13,249	-
(うち新株予約権)	(13,249)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	ストック・オプション第7回、第8回、第9回(あ)、第9回(い)(新株予約権の数590個)

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
	<p>(株式移転による持株会社の設立)</p> <p>当社は、平成21年1月29日開催の取締役会において、平成21年5月1日を期日として、下記のとおり株式移転により完全親会社となる「株ファンドクリエーショングループ」を設立することを決定いたしました。</p> <p>株式移転の概要は、次のとおりであります。</p> <p>1. 株式移転による持株会社設立の目的</p> <p>当社グループが関連する不動産関連業界では破綻に至る会社が相次ぐなど、当社グループを取り巻く事業環境は極めて厳しい状況にあります。当社グループとしても、このような難局を打開するべくグループ会社としての一体的な経営をさらに高めるため、全社的な経営戦略の立案及び経営管理を行う持株会社を設立することといたしました。当社が持株会社へ移行する具体的な主要目的は以下のとおりであります。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
	<p>経営戦略立案・管理業務と事業遂行の分離による経営判断と組織運営の迅速化</p> <p>当社では、既に執行役員制度を導入し事業部門毎の経営の迅速化に努めてまいりましたが、変化の激しい事業環境においては、持株会社がグループ全体の経営・事業戦略の立案と管理業務に、また各事業子会社ではそれぞれの事業遂行に専念する体制を構築することにより、これまで以上に迅速な経営判断と組織運営が可能となります。</p> <p>セグメント別損益の明確化と経営資源の効率的な配分</p> <p>従来はグループ全体のセグメント別損益と収益責任を必ずしも明確化しておりませんでした。各事業子会社の管理機能を持株会社に集約しつつ子会社ではそれぞれの事業遂行に専念することにより、セグメント別損益と収益責任をこれまで以上に明確化し資金・人員等の経営資源をより効率的に配分・再配置することが可能となります。</p> <p>子会社の管理機能のコスト削減効果</p> <p>持株会社が各事業子会社の管理機能を一括して担い子会社における管理部門の簡素化を図ることにより、子会社に係る管理部門の運営・人員コストの削減が見込まれます。</p> <p>グループ内事業再編の迅速化</p> <p>変化の激しい事業環境に対し機動的に対処するべく、子会社における各事業の見直しあるいは事業の見直しに応じた子会社の再編を迅速に行うことが可能となります。</p> <p>グループ全体としての資金調達の機動性強化</p> <p>従来は事業会社毎にあるいは案件毎に応じて資金調達を行う運営が中心でしたが、昨今の不動産関連業界における資金調達環境の厳しさに鑑み、グループ全体としての資金調達の機動性とキャッシュマネジメントのあり方を強化することにより、棚卸資産の迅速な売買やファンド及びSPCの資金ニーズへの迅速な対応が可能となるようにいたします。</p> <p>グループ会社を一体的に捉えたガバナンス体制の強化</p> <p>従来は各事業の進展性に依り随時分社化・会社新設等を進めてまいりましたが、各事業子会社の法人としての独立性を維持しながらも、グループ会社を一体的に捉え直しグループ内事業の相乗効果を高めるためのガバナンス体制を強化いたします。</p> <p>2. 株式移転の方法及び時期</p> <p>平成21年5月1日を期日として、株式移転により完全親会社となる純粋持株会社を設立し、同時に、当社は同持株会社の完全子会社になることといたします。</p> <p>持株会社は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場申請を行うことを予定しており、完全子会社となる当社は上場廃止となりますが、持株会社が上場を果たすことにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成19年12月1日 至 平成20年11月30日)
	<p>3. 株式移転比率 ㈱ファンドクリエーションの普通株式1株に対して、新たに設立する㈱ファンドクリエーショングループの普通株式100株を割当交付いたします。</p> <p>4. 完全子会社となる会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 当社が発行している新株予約権につきましては、株式移転期日をもって消滅し、当該新株予約権の予約権者に対してこれに代わる持株会社の新株予約権を交付いたします。</p> <p>5. 持株会社の上場申請に関する事項 持株会社は、ジャスダック証券取引所市場への新規上場を申請する予定であります。なお、同取引所に上場している当社は、持株会社の完全子会社となるため、上場廃止する予定です。</p> <p>6. 株式移転による業績への影響の見通し 本株式移転の実施に伴い、当社の業績は完全親会社である持株会社に反映されることとなります。当社の業績への影響は軽微であります。今後につきましては、持株会社移行に伴うグループ会社の管理コスト削減や経営判断の迅速化などの効果が見込まれます。なお、持株会社の経営計画等につきましては、決定次第お知らせいたします。</p>

連結附属明細表

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,637	1,441	2.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	95	1,973	1.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	19,794	5,550	2.8	平成22年~23年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	23,526	8,964	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,951	1,599	-	-

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	11月30日
剰余金の配当の基準日	5月31日 11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.fc-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

(前期連結財務諸表に対する監査報告書)

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、該当事項はありません。

(当期連結財務諸表に対する監査報告書)

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期連結会計年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっております。本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来していないため、該当事項はありません。

(前期財務諸表に対する監査報告書)

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期事業年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、該当事項はありません。

(当期財務諸表に対する監査報告書)

当社は平成21年5月1日に設立され、第1期事業年度は平成21年5月1日から平成21年11月30日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、該当事項はありません。